

平成17年度決算特別委員会会議録

平成18年11月14日(火)

(開会) 9:58

(散会) 16:02

○ 委員長

ただいまから、平成17年度決算特別委員会を開会いたします。それでは、旧穂波町分の審査に入ります。「認定第21号 平成17年度穂波町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、「認定第26号 平成17年度嘉穂郡町公平委員会事務特別会計歳入歳出決算の認定について」までの6件を一括議題といたします。まず、監査委員の審査意見書「平成17年度飯塚市歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書」と記載のある冊子の穂波町1ページから穂波町50ページまでの質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですので、監査委員の審査意見書、旧穂波町分に対する質疑を終結いたします。次に、議題中、「認定第21号 平成17年度穂波町一般会計歳入歳出決算の認定について」の質疑に入ります。各款ごとの質疑に入ります。まず、第1款議会費から第4款衛生費、38ページから74ページまでの質疑を許します。なお、質疑をされる際には、事項別明細書のページ数と費目を示して質疑をされますようお願いいたします。また、質疑事項一覧表、旧穂波町の7番 楡井委員の質疑通告については、教育費とまたがりませんが、これについては、民生費の中で一括質疑とさせていただいておりますので、御了承願います。それでは、質疑事項一覧表に記載されています楡井委員に質疑を許します。

○ 楡井委員

おはようございます。それでは、はじめに、地方債の残高に関連して、資料の4ページなんですけど、これに関連して、談合情報の処理についてお聞きしたいと思います。穂波の地方債の残高が、現在とといいますか、16年で100億2,000万円ということになっているようであります。約ですけど。これは、旧町民1人当たりになりますと37万8,000円ということになります。平成15年では5億4,200万円、こうふえております。14年度では7億8,000万ですかね——78億円だったのが平成16年は16億円ふえておりますし、そういうふうにとどんどんふえてきています。そこで、これまで穂波町の町政は、何もしない、何もつukらないという形で批判をされてきたんですけども、この合併直前になって、駆け込みというふうになっちゃ失礼かもしれませんが、箱物行政が続々と展開されてまいりました。この間、2年、3年ぐらいの間にどんな事業が行われたのか、そして、17年度の起債残高は、新市全体に一本化されておりますので、17年度の穂波町だけの起債残高というのがわからない状況であります。この間、言いましたように、どのような事業が行われたのかをまずお聞きしたいと思います。

○ 財政課長

地方債に関連して、事業をどのようなものを展開したのかという御質問でございますが、数字が大きく動いております14年度以降の件について、説明させていただきます。まず、事業の前に、地方債が大きく増加した理由といたしまして、平成13年度より、普通交付税の一部が赤字地方債という形で振りかえられております。この分がかなり増加した要因になりまして、16年度だけを見ますと、この資料の4ページの臨時財政対策債、これが16年度末では14億2,700万になっております。全体で14.2%を占めておりますので、増の大きな要因になっております。それと、事業の展開によりまして、増加いたしました分といたしまして、枝国地区の都市下水路の整備事業、これが14年では1億4,290万、15年では1億1,300万、16年では8,400万というように年々起債を発行いたしております。それと、一般単独事業では、地域総合整備事業債を活用いたしまして、総合福祉センターを整備いたし

ております。これが14年では4億9,200万、15年では6億8,010万、それと、一般単独の中で、14年では中央公民館の大規模改修、これが8,200万、それと、義務教育施設整備では、高田小学校が14年で2億6,360万、穂波西中の屋内運動場整備が16年で1億6,400万。また、公営住宅では、弁分・忠隈の整備をいたしておりますが、15年で3億4,290万、16年で1億2,400万、それと、都道府県の貸付金の中では、15年の7・19災害関連といたしまして2億5,035万。増の主な原因と事業名が以上でございます。

○ 楡井委員

資料としていただきまして、落札額が5,000万以上ということで22ページに6つの事業がありますが、その中で1番の忠隈山の神の公園事業、それから忠隈地区小規模住宅、こういうのは今説明の中になかったように思うんですけど、これはどうですか。

○ 財政課長

忠隈山の神公園敷整備事業につきましては、就労事業——特開事業で整備いたしておりますので、一般公共事業の通年の分の中に入っております。特別この分がふえたとかいう形ではございませんので、特定開発就労事業の一般事業の中で整備いたしております。

○ 楡井委員

これらの事業でも起債が行われていると思うんですね。それが、この地方債の残高の中には含まれていないということですか。

○ 財政課長

資料で申しますと、4ページの一番上の一般公共事業、この中で地方債を発行させていただいております。この分につきましては、特定開発就労事業につきましては、2分の1の補助金、義務負担の2分の1、その40%を地方債を起こすような事業の組み立てでいたしておりますので、その地方負担の40%については、起債を毎年起こしているという状況であります。

○ 楡井委員

だから、この例えば16年で言えば、一般公共事業の金額の中に、起債の中に含まれた金額が、一番下の計の100億2,000万、この中にも含まれているということですから、当然、忠隈山の神公園整備事業、こういうところでの起債も100億2,000万の中に入っているんじゃないかということだと思えますね。入っていると思うんですね。それでいいでしょう。（「はい」と呼ぶ者あり）だから、当然その事業名として上げていただかなければならなかったんじゃないかというふうに思うわけであります。それで、この関係で、この5,000万以上の事業とか、それから今言われた、述べられたいろいろな事業がありました。この事業の中で、談合情報ということで、町の方に、当時のですね、寄せられたことがありまして、町政で、また議会で一定の混乱をいたしました。この談合情報は、それ今述べられた事業等の中で、何件ぐらい情報が寄せられましたでしょうか。

○ 契約課長

談合情報の件数でございますが、旧穂波町の中で、忠隈地区小規模改良住宅建設工事に関する談合情報があります。1件でございます。

○ 楡井委員

その際、どのような処理を行ったかということについて、お尋ねいたします。

○ 契約課長

談合情報の処理でございますが、旧穂波町の談合情報対応要領に沿って、まず、情報を受けた後に、公正入札調査委員会を開催しまして、調査に値すると判断し、関係者全員の事情聴取を行い、その結果、談合の事実があったと認められないとして、全業者から誓約書の提出を求めまして、入札を実施しております。また、公正取引委員会や警察署などにも報告をいたしております。

○ 楡井委員

この問題は、穂波の議会の中でも討議をされたことでありますので、ここでその内容をどうのこうのというふうには申しませんが、これは、対応要綱に基づいて、公正入札委員会というふうなところで審議をしたということですのでけれども、この公正入札委員会のメンバーはどういう人たちで行われ——メンバーで構成されておりますか。

○ 契約課長

公正入札調査委員会のメンバーでございますが、当時、穂波町の助役を委員長としまして、担当課長など5名をもって構成されております。

○ 楡井委員

そういう意味では、内部の調査委員会というんですかね、関係の職員だけの委員会ですから、これはそういう意味では、透明性に欠けるものではないかというふうに思うんですね。そういうふうなことでは、住民の納得が得られないんじゃないかというふうに思うんですねけれども、これについてはいかがでしょうか。

○ 契約課長

公正入札調査委員会につきましては、国の準則に従いまして設置をいたしておりますが、その委員会は、談合情報があった場合の発注者としての対応を審議するものでありますし、また、委員会を緊急、あるいは随時に開催し、審議をする必要がありますので、第三者の加入については考えておりません。

○ 楡井委員

これは穂波で討議したときにも、入札に対する談合情報が寄せられてから、それを調査して、再度入札するというような作業をしていく間が非常に短いんですね。1日とか2日とか、そういう短い間でこの処理をしてしまうことになってたと思うんですね。何でこう急にやいかんのかなということがあるわけですね。確かに工期の問題なんかがあるんでしょうけれども、やはりもっとこう幅を広げた調査も必要んじゃないかというふうに思うわけですね。ましてや、今、国が示した方向を順次でやっているというような方向ですけれども、やはりそういう意味では、住民の中での透明性、住民の中の納得というのが得られないままに、この問題もぐずぐずと立ち消えになってしまっているというような状況で、住民の中には不満が残っている、沈殿しているという状況であります。これに対して、今後、どのような防止策をとられていこうというふうに考えておられますか。

○ 契約課長

談合防止の対策につきましては、行政の指導はもちろんでございますが、談合があった場合の損害賠償額について、今現在、検討をいたしております。損害賠償金を払ってでも談合をした方が得であるというようなことがないような率を設定をしまして、来年度からの実施に向けて現在検討をいたしているところでございます。

○ 楡井委員

穂波でのその討議のときに、学識経験者などの第三者も加えた入札監視委員会というような組織を設置することについての可否を討議になりました。そのときに、当時の助役の答弁として、そういう組織をつくることについては、別に差しつかえないというふうに答えておられます。この方向については、今後どういふふうになされていくつもりでしょうか。

○ 契約課長

入札監視委員会の設置につきましては、国の適正化に関する指針の中で、市町村については、効率的な運用をするために、共同での設置や監査委員の活用等が示されておりますので、それも含めまして、今後検討をしていきたいと考えております。

○ 楡井委員

これのこういう設置については、福岡県とか、政令市とか、こういう大きな自治体でもう既

に始まっているという状況ではありますけれども、一般の市町村ではなかなか組織できないというようなことが言われておりました、今、御答弁のあったように、幾つかの自治体が共同でという方向が示されているのではないかと思います。これは、ぜひ先ほどのこの賠償——談合があったということが発覚した場合の賠償金の問題等を含めて、早急にこう結論を出していただきますようお願いをして、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○ 委員長

次に、明石委員に質疑を許します。明石委員、どうぞ座って結構ですよ。

○ 明石委員

足をけがしておりますもので、座って質問をさせていただきたいと思っております。まず、ページは45ページ、資料の方がわかりやすいと思っておりますので、資料は3ページに、コミュニティバス運行状況というものが記載されております。このコミュニティバスは、ほかに、筑穂、庄内、颯田もございまして、その都度、また疑問点とわからない点はお伺いしますが、今日は、穂波のふれあいバス、ふれあいタクシー、福祉センターバスと、この3つのこの部門に分かれていますけど、これは何か大きな意味があつての分かれ方と思っておりますけど、この内容を説明いただけますか。

○ 穂波支所地域振興課長

ふれあいバス、ふれあいタクシー、並びに福祉センターバスの利用者の内容ということでお尋ねがありますので、御回答を申し上げます。ふれあいバスにつきましては、平成8年7月1日から運行開始以来、旧穂波町の東西を結ぶ重要な交通手段として住民に大変喜ばれておるところであります。導入が決定されましたきっかけにつきましては、町役場に行くのに、飯塚バスセンター経由でしか行く方法がなく、早急に東西バス路線の整備を、西鉄バスなりに要望すべきだと強い働きかけがございまして、これが運行できなければ、自治体独自で何らかの形で行ってくれということで、議会等々の協力も得ながら、通勤・通学には利用しないという一定の制限はありますけれども、だれでもこのふれあいバスの停留所であれば乗降できるという利便性から、年間利用者も2万1,469人、1日平均87人の方が目的地への移動手段として利用されております。質問にあります利用内容につきましては、個人ごとの調査はいたしておりませんが、その乗降者の運行記録からは、穂波支所への来庁、それから穂波公民館、各講座への参加、それから福祉センターへの利用、労災病院、嘉穂病院の通院、穂波ジャスコ店への来店、それから毎月1日の生活保護支給日への利用等々が考えられるところであります。なお、委託先は、嘉穂観光有限会社、年額726万6,000円で行っております。次に、ふれあいタクシーでございまして、これはバス廃止路線の代替措置として、平成16年5月17日から、10人乗りのワゴン車でその運行を開始したものであります。基本は、通勤・通学の足を確保するというので、これも大変喜んでいただいているところでもあります。早朝7時に、穂波支所から、飯塚駅、コスモスコモン前、若菜、秋松西、椿、安恒、高田、それから椋本、天道駅のコースで循環しております。終了が午後6時40分、穂波支所着で、1日4便運行いたしております。年間利用者は2,803名、1日平均では11人という結果であります。なお、この委託先につきましては、穂波タクシー株式会社、年額357万7,560円で委託いたしております。次に、福祉バスでございまして、穂波の総合福祉センターが、平成16年6月1日にオープンいたしております。これにあわせて運行されたものでありまして、17年度実績で1万2,300人、1日平均40人の利用であります。主に利用者につきましては、この福祉センターへの入浴目的ということが見られております。この委託先につきましては、嘉穂観光有限会社で、年委託料384万3,000円ということになります。以上でございます。

○ 明石委員

この3つに分けられた意味はそういう意味ということですかね。何と言いますか、1社には

ならないわけですね、この委託先が。

○ 穂波支所地域振興課長

所管がそれぞれ、旧穂波町では総務課、それから福祉バスにつきましては保健福祉課という
ようなことで、それぞれ目的が違ってございますので、そういう形になっております。

○ 明石委員

わかりました。その下の一般会計の45ページまでのふれあいバス運営費の中の、総合的な
話はいいとはですか、そのまま続けて。よろしいですか。

○ 委員長

どこですか。

○ 明石委員

下の段です。

○ 委員長

次、いいですよ。どうぞいってください。

○ 明石委員

今、穂波の方がお話になりましたように、実は、これ先ほども申しましたけど、各町の委託
先が1カ所で運行がばらばらなんですね。今年の3月に合併して、1市4町が飯塚市となった
以上、旧バス運営を見直し、路線委託先、台数、運転者数、委託金額等の見直しの一本化がで
きないものかどうか、総合政策課にお伺いしたいと思います。

○ 総合政策課長

お答えいたします。飯塚市の現状は、旧4町で交通弱者の福祉向上を目的に、福祉バス等の
運行が行われております。運行形態はそれぞれ差異がございます。おおむね福祉目的で、民間
及びシルバー人材センター等への委託方式で行われておるところでございます。平成18年度
では、合併前の運行をそのまま引き継ぎ、現在、コミュニティバス導入調査勉強会で、現状の
洗い出し、また課題、また今後の方向性等の検討を行っておるところでございます。平成
19年度は、今の運行形態を、経費の増額はせずに改良できるところは改良を加え、引き続き
行うように考えております。なお、今後の方向性につきましては、あくまでも民間公共路線で
カバーできない部分を補完する位置づけで、岐路線の連結、または乗り継ぎ等、利便性、効率
性、公共交通機関との連携を念頭に置きながら、行財政改革との整合も図りながら、平成
19年度からは、先ほど申しました路線、連結、本数等、総合的に、仮称でございますが、コ
ミュニティバスの検討に取り組みたいというふうに考えております。以上でございます。

○ 明石委員

ぜひ、今も19年度ぐらいに検討するということですが、例えば、20年からは労災病院
を市が管轄するような形になりまして、筑穂町から労災病院に真っすぐ行く路線はないわけ
ですね。それから、昨日もちょっとお話になってましたけど、伊藤伝右衛門邸とか、嘉徳劇場と
か、そういうものに行くのに、やはり一つのルートをつくってやることもまた観光の一つの目
玉になるんじゃないかと思っておりますので、今、福祉という観点からいけば、以前のやり方でもよ
かったんだと思っておりますけど、ぜひ、広範囲にできるようなバスの運営ができないか、ぜひ検討
をいただきたいと思っております。そして、20年ごろには、それが可能な、2年間ぐらいで検討を
ぜひお願いして、私の質問を終わります。

○ 委員長

次に、柴田委員は、ほかにありますか。どうぞ。

○ 柴田委員

おはようございます。私も、ただいま質問されました明石議員とほぼ重なってくる部分が多
いと思っておりますが、旧飯塚市の方の状況において、このようなコミュニティバスがございませ
んでしたので、ちょっとこれにあわせてこちらでもまたお伝えさせていただこうと思っております。こ

の一般会計の支出済み額と申しますか、この同じ穂波町の45ページ、ふれあいバス運営費とあるところです。この状況の中で、各その町の状況を見てみますと、大体支出済み額という状況が1,300万前後している額になると思います。旧飯塚市のものとして、旧飯塚市も本当にバスの廃止になった部分がありますので、助成しておられる部分も本当大分あると思いますが、市民にとっては、このコミュニティバスといいますか、飯塚においては、健康の森というところがございます。これはもう新飯塚市になりまして、皆様が行っていただきたいところでございますが、市民プール、エコ工房、そういうところがございますが、なかなかJRが今入っていると思いますけれども、なかなかその回数といっても多くありません。そういう状況において、市民の皆様は、そういうところに、コミュニティバス、そういうふれあいバスを通していただきたいと、本当にもうできたときからの要望でございます。そういう状況の中で、本当にこういうバスがあればと思いでこの言葉を借りて今お伝えしているところでございます。そして、今、お話もありましたが、皆さん、今ちょっと心配してあるのは、2月から3月にかけて、来年にもなりますが、本当に飯塚の四大祭りの中の一つになるその雛の祭りがありますが、やはり伊藤伝右衛門邸、今もお話がありました伊藤伝右衛門邸、嘉徳劇場、それから、市内のそういう展示場、大浦荘と申しますか、そこにも展示されます、そういうバス、そういうところをずっと巡っていただくそういうふれあいバス、コミュニティバスが欲しいとおっしゃっておられます。何とかそういう期間においても、ぜひこれは考えていただきたいという思いで述べさせていただきます。そういうことで、ぜひ、今も明石議員おっしゃいましたが、全市にとっても、そういうふれあいバスのようなものが、ぜひ継続していかれますことをぜひ望んでおります。いかがでしょうか。ちょっと御返事いただきたいと思いますが、これは町外さまざま重なるでしょうけど、穂波町としてよろしく願います。旧穂波町として。

○ 総合政策課長

今後の方向性につきまして、先ほどの質問でも触れさせていただきましたが、現在、合併前の運行形態で、福祉目的ということで運行させていただいております。そのほかに赤字路線対策バス等の運行もされております。今後、1番目に、交通空白不便地域の解消、そしてまた、2番目には、高齢者等の交通弱者のアクセス対策、そして、3番目には、国が進めております環境への負荷の軽減等々目的がございますが、市民の皆さんの多様な行動支援や高齢者の社会参加の促進、公共交通サービスの地域格差の是正などを図っていききたいということで検討に入りたいと思っております。今現在、公共交通機関がございますが、規制緩和のため競争をした場合に、民間業者は撤退ということもございますので、路線につきましては、慎重には検討に入りたいと思っております。そういうことで、総合的に、コミュニティバスの計画を平成19年度から取り組みたいというふうに考えております。以上でございます。

○ 柴田委員

ぜひ、全市において考えていただきたいと思えます。高齢者の方においては、無料バスという状況もあると思えますが、一般の方々との対話の中でも、100円バスという状況でもいいんではないかなという言葉も出ております。そういう状況の中で、ぜひまた、このコミュニティバス、ふれあいバスの継続をよろしく願います。要望をお願いします。

○ 委員長

次に、楡井委員に発言を許します。

○ 楡井委員

生活保護行政に入るんですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、ページ数は53ページになります。資料で言えば21ページに当たりますので、その関連で質問をさせていただきます。資料の方を見せていただきますと、申請件数——生活保護の申請件数につきましては、平成13年度以降、大体145件から150件前後しております。そして、その中で、認定の開始された数は、年々減少していているという数字が出ておまして、廃止件数は逆に多くな

っているというふうに思うわけですね。この関係から見て、生活保護世帯は、この2年間、7戸ですかね、いうふうにしかふえておりません。逆に人員は41人減っているという状況が生まれております。この原因だとか、それから保護率を見ても、全国的な傾向から見て、若干ですけども、全国的な傾向とは反対の数字になっている、全国的にはふえている、昨日飯塚市でもふえておりました。ところが、穂波の場合はこう下がっているという状況があるわけです。こういう状況から見て、昨日もお尋ねしたんですが、申請者、ないしはその開始件数の中の、どういう年齢的な傾向、これがどういう傾向になっているかということについてお聞きしたんですけど、昨日も把握していないということでした。それで、穂波以下4町の場合は、嘉穂郡部の関係で、嘉穂福祉事務所がこういう仕事の統括をやっていたと思いますけれども、飯塚市と同じように、私がお願いしたというか、質問したそういう年代別の傾向というのは、掌握されておられませんでしょうか。どうでしょう。

○ 保護1課長

17年度までは、旧穂波町の生活保護の実施機関は、ただいま質問者が申されますように、福岡県嘉穂保健福祉環境事務所でありました。質問者が言われますことにつきまして問い合わせましたところ、旧穂波町の生活保護の微増や人員の減や評価、また保護率の動向、県による締めつけというか、指導といいますか、そういうことについては、町ごとには把握できていないということですので、御理解をお願いいたします。

○ 楡井委員

そういう状況で、私が望んでいた数字が、飯塚市も出てこないし、それから郡部の関係、これから筑穂とか聞いていこうと思ったんですけど、それが出てこないというような状況ですので、これは、生活保護を受けている人たちがどういう状況の人たちなのかということをつかむ上では、こういう私が望んだような数字もきちんと把握をしていただかなきゃならないんじゃないかというふうに思います。それで、こういうふうな締めつけの・・・、失礼しました、保護率の低下ということになってきていますので、なかなか生活保護行政も厳しいものがあるんじゃないかというふうには推測はできると思います。ぜひ、わかりましたら、旧8町の分のそういう統計があるんなら、あとで調べてでも教えていただきたいというふうに思います。一定の傾向はわかるんじゃないかというふうに思います。それから、次の質問ですけど、国の政策によって、老齢加算や母子加算がなくなりました。そして、1市4町の合併に基づいて、生活保護家庭に対する夏と冬の見舞金もなくなったわけですね。老齢加算は、激変緩和措置というふうに、言葉が正しいかどうかわかりませんが、3年をかけて廃止になりました。穂波町では、その総額、老齢加算、母子加算合わせて、約1億円弱の金額が——1億円弱という答弁がなされていたというふうに記憶しております。これは、当該家庭、老齢加算や母子加算をもらっていた、受けていた家庭だけでなく、購買力の低下ということから考えたら、地域の経済への影響力も一定の範囲あるんじゃないか。特に、この家庭の人たちは、母子家庭の人たちも含めてですけども、交通手段がなかなかないというような状況で、遠くの方へ買い物に行くわけにはいかないということですから、大体穂波の中で、またその近辺で、この1億円というのが消費されていたんじゃないかというふうに思います。そういう意味では、近辺のこの商店といいますかね、小売業の方たちへの影響もあったというふうに思います。この夏・冬の見舞金は、激変緩和もなく、一挙に廃止ということに今なったわけです。ちょっと前語りが長くなりましたけれども、これで夏・冬見舞金としての支出額、これは穂波の場合、幾らだったかというのを御答弁をお願いします。

○ 保護1課長

夏の見舞金でございますけど、17年度の旧穂波町の見舞金につきましては、夏季見舞金798万4,600円、冬季見舞金2,596万8,000円、合計いたしまして、穂波町の場合3,395万2,600円となっております。以上です。

○ 楡井委員

質問通告をしていないところもこの問題でありますので、関連して御答弁いただければ助かりますので、よろしくお願ひしたいと思います。1市4町分のうち、今、穂波の分は聞きましたので、残りの1市3町分がわかれば、それぞれお答へ願ひしたいと思います。

○ 保護1課長

17年度の他の市町の状況についてでございますけれども、旧飯塚市が夏季見舞金1,388万900円、冬季見舞金2,375万3,000円、合計で3,763万3,900円。それから、旧筑穂町が、夏季見舞金269万5,000円、冬季見舞金871万6,500円、合計の1,141万1,500円。旧庄内町が、夏季見舞金258万6,750円、冬季見舞金817万2,500円、合計の1,075万9,250円。旧穎田町でございますけれども、夏季見舞金241万8,800円、冬季見舞金790万6,000円、合計で1,032万4,800円となっております。以上でございます。

○ 楡井委員

ちょっと今聞いたばかりで、合計の数字がわかりませんが、穂波の3,390万、約ですね、それから飯塚市の3,763万というのはほぼ同じ——ちょっと400万ぐらい違いますけれども、ほぼ同じ金額だというふうに見た場合、生活保護世帯は随分違うんじゃないかと思うんですね。これは見舞金に差があるということですか。差があるとするならば、その金額も教えていただきたいと思ひます。

○ 保護1課長

ただいま申されますように、被保護世帯で、差がありながら、支出額が大体同じということなんですけれども、旧飯塚市の場合、夏の場合の一般世帯の単価が6,300円で、冬季の場合1万600円が、旧飯塚市の一般世帯の単価でございます。それに比べまして、郡部8町は、同じ金額ということを知っております。夏の場合、町の場合、1万300円、冬の場合3万3,500円という単価で、世帯ごとに支出されているということでございます。以上でございます。

○ 楡井委員

合計金額で言いますと、約、どうでしょう、1億1,000万か、2,000万弱ぐらいにこれ縦計算したらなるんじゃないかと思うんですね。そうすると、ここでも生活保護者の方たちから1億円以上の金額がなくなっていると、取り上げられているというふうな数字が明らかになったんじゃないかというふうに思ひます。正確にはこれ足し算しなけりゃわかりませんが、ほぼ1億1,000万か、2,000万前後じゃないかというふうに思ひますので、そのことをちょっと記憶しておいていただきたいと思ひます。この質問は、終わりです。

○ 委員長

どうぞ。次。介護保険の方にいってください。

○ 楡井委員

特別養護老人ホームの問題でちょっとお聞きしたいと思ひます。資料が何ページでしたかね……（「28ページ」と呼ぶ者あり）そうですね。28ページを。この待機者数がここに列挙されていますね。現在、16年度では153人ということで、13年度、3年前ということになるんですが、それに比べれば、約、倍に待機者がふえているということに今なっております。それで、さらに、その要介護認定者1,500人に比べても、またその10%が特養ホームに入りたいという形で待っておられます。ですから、このことにつきまして、現在、どのように対処していこうかというふうに考えておられるのでしょうか。まず、そのことについて、お聞きしたいと思ひます。

○ 介護保険課長

現在の介護保険事業計画の中で、介護保険法の改正に伴いまして、国が示しました介護保険

施設の重度認定者への重度化の推進、住み慣れた地域での在宅介護、地域に密着したその他施設の利用等の促進、適切な整備の誘導を進めることにいたしております。確かに、待機者数は多いと認識しておりますが、申込者の約半数は、要介護1・2の方でございます。地域包括支援センターの設置による介護予防の推進とともに、在宅、または介護付優良老人ホーム、グループホーム等の地域密着型の住居系のサービスの充実を図り、対応していくこととしております。なお、介護保険事業計画に先立ちまして実施しました高齢者実態調査では、自宅で介護サービスを受けたいと希望されている方が、在宅介護者、一般高齢者の6、7割となっております。以上でございます。

○ 楡井委員

申込者の、これは153ということですがけれども、そのほかのところの関係も含めてのお考えじゃないかというふうに思いますが、申込者の多数がその軽度の方だというふうに言われたと思うんですね。こういうその軽度の方が、なぜ特養ホームに入るといふ——入れてもらいたいというふうに希望しているのか、そのところの分析はどうなっておりますかね。

○ 介護保険課長

申込者の方、153名の個々の内容については当たっておりませんが、待機者の方には、先ほど申しましたように、要介護度が重度の方、軽度の方、または認知症のある方などさまざまだろうと思います。その方たちにとって、適正かつ必要なサービスもさまざまと考えております。国が示しますように、特別養護老人ホームをはじめとする、老人保健施設、介護療養型医療施設等の介護保険3施設は、重度認定者の方への重点緩和を進めてまいりますので、地域密着型サービス——今回の飯塚市の介護保険事業計画の中では、地域密着型サービス等で、中軽度の認定者の方の入居が可能な介護付優良老人ホームや認知症、高齢者グループホームなどを整備することとしまして、この待機者の方の解消に当たっていかうと考えております。

○ 楡井委員

今、答弁の初めの方にあたっていない、153人がどういうふうな人かあたっていないというような答弁がありましたですね。これについてはちょっと問題じゃないかというふうに思います。一般論的には答弁された内容だと思うんですけど、具体的に長い人で、この153人のうち長い人でどのくらいこう待っておられるかということなんかについても全然つかんでいないですか。

○ 介護保険課長

申し込まれてどのくらいの期間で入居されたかという期間については、把握いたしておりません。

○ 楡井委員

入居された——入居というんですか、入所というんですか、されたその人数といたしますかね、その人たちがどのくらいで入ったかということもわからないということではありますが、この待っておられる人たちが、どのくらいの期間を待っておられるのかということについても、当然わかっていないということですかね。

○ 介護保険課長

そのとおりでございます。ただ、各施設では、国・県の特別養護老人ホームの入所の指針に基づきまして、入所検討委員会というものを設けております。委員会では、施設長、生活相談員、介護支援相談員など、施設の関係者と施設外の方で構成され、入所の必要性の検討を行い、入所申込者の優先順位を決定することとなっております。入所の必要性の評価は、要介護度など、本人の状況、それから介護サービス等の利用状況、それから、介護者等の状況などを点数化しまして、点数の高い順に入所優先順位名簿を作成しまして、これに沿って特別養護老人ホームでサービスを受ける必要性が高いと認められる方から、円滑に入所できるようになっておりますので、入所の公平性といいますか、優先順位といいますか、保たれていると考えてお

ります。

○ 楡井委員

どういいますかね、入所をさせるというところから、その公平性という意味で、その点数による公平性というふうに御答弁じゃなかったかと思えますし、実際そういうふうになっておられるんじゃないかと思うんですね。この考え方といえますかね、私もよく数字を皆さん方にお聞きします。しかし、その数字から、どういうことが導き出されるかということが、数字の見る上で大切なことじゃないかと思うんですね。それで、153人の多くの方が待っておられる、これはその国の政策があって、この高齢化率で特養ホームの設置がなかなか難しい、そういうことはよく存じておりますけども、153の人たちがどのくらい長い間待っておられるか、また、つい最近申し込まれたか、もうわかりませんが、16年度のこれ数字ですから、もう既に1年以上経っているわけですよ。もしかしたら、この153が減っているかもしれません、新しく入居されて。ひょっとしたら、また逆にふえているかもしれません。そういう可能性がまああるんですけど、153、153、一応とめたものとして考えてですね。しかし、それを数字の点数化だけで判断をしていくというようなことでは、やはり温かい血の通った飯塚市政ということからは反するんじゃないかというふうに考えるわけですね。こんなふうな状況ではなかなか前に進まない。本当の意味で改善が進まないというふうに思います。また、その利用者からの不満というのもし出てくるんじゃないかと思えます。介護保険料の問題にもかかってくると思うんですね。したがって、確かに今、いろんな地域包括センターとかでいろんな、社協だとかいろんなところで、この仕事に携わっておられる人たちがおるわけで、市の職員だけでこの153人、またほかの自治体も含めればもっと多いのが当然ですけども、そういう人たちの状況を把握するというのはなかなか大変だと思うんです。ですから、ですけども、そういういろんな機関なり施設なりの職員なりを動員して、この153人、ここで言えば153人の中身をもっとこう人間的に掌握するというふうにしていただきたいというふうに思うんですけども、その点については、いかがでございましょうか。

○ 介護保険課長

老人福祉協会が、独自に分析した資料がございまして、大体それぞれ入所したい時期というのを含めて申し込みをされている方が若干いらっしゃいます。これは入所待機期間とはちょっと異なりますけれども、申込者の方の……

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:54

再 開 10:54

○ 委員長

委員会を再開します。

○ 介護保険課長

施設等が、主に名簿をつくっておりますので、今後調査についてはちょっと検討させていただきます。

○ 楡井委員

ぜひよろしくお願いたします。それでは、次、続いていいでしょうか。58ページに当たりますけど。

○ 委員長

次の7番目、質疑通告で言うたら、7番目ですね。今、6が終わったから7番目ですね。どうぞ。（発言する者あり）59ページからの分でしょう。

○ 楡井委員

次は、58ページの10目ということになっていますが。（発言する者あり）

○ 委員長

今、特別養護老人ホームを言うたでしょう。（「はいはい」と呼ぶ者あり）次の59やろ。ページ数を後ろから言うと。

○ 楡井委員

それでは、59ページ、同和对策費に関連してお聞きしたいと思います。59ページ、13目、それから14目ですかね、ここにまず解放同盟穂波町協議会及び同和会、解放同盟の嘉山地協ですね、こういうのが。それから、全日本同和会の穂波支部、ないしは、同和会の嘉鞍支部、嘉鞍地協の決算書というやつも、参考にしながら、お尋ねをしていきたいというふうに思います。ちょっとページ数をちょっと確認しますね。

○ 委員長

資料でしょう。10ページから。

○ 楡井委員

資料の10ページ、11ページ、12ページ、13ページとこうありますので、よろしくお願ひします。まず、お聞きしたいのは、解放同盟の穂波町協へ891万円ですか、の支出がっておりますが、解放同盟の嘉山地協というところへの支出はありませんでしょうか。また、同和会の穂波支部というんですかね、穂波町支部に対しては、84万円の支出になっておりますけれども、嘉鞍地協というところへの支出はないのでしょうか。御答弁をお願いいたします。

○ 穂波支所地域振興課長

お答えします。穂波町協から、嘉山地協への支出は、ここの歳出の欄の同盟会費ということで159万3,000円されております。なお、町といたしましても……（「どこ」と呼ぶ者あり）町といたしましても469万5,000円の負担を支出いたしております。（発言する者あり）それから、全日本同和会の穂波支部に対しましても、75万6,000円、それから、嘉鞍地区協議会に対しましても46万2,000円の支出を行っております。以上でございます。

○ 楡井委員

確認します。解放同盟嘉山地協、ここには469万5,000円、それから、全日本同和会の嘉鞍地協、これには46万2,000円という数字で確認していいですか。

○ 穂波支所地域振興課長

そのとおりでございます。

○ 楡井委員

それでは、今、お金の金額がこう支給が、支出された金額が言われました。これで、解放同盟の会費の関係といいますと、2005年、解放同盟の方は——町協の方は302世帯、それから全日本同和会の穂波支部の方は14世帯ということになっております。これで、先ほど言いました助成金という形で計上されております89万1,000円、これは、昨年に比べると99万円減少しております。（「890やろ」と呼ぶ者あり）891万円。失礼しました。それで99万円減少していますね。これはどういう理由でこの99万円を減額したのか、そのことからまずお聞きしたいと思います。

○ 穂波支所地域振興課長

お答えします。昨今の財政需用の観点から、10%削減を行っておるものでございます。

○ 楡井委員

全日本同和会の方へは、これは同じ金額が支給されているんじゃないかというふうに思うんですけれども、それは、間違いはないでしょうか。

○ 穂波支所地域振興課長

16年度の決算で84万支出いたしております。同額でございます。

○ 楡井委員

解放同盟の方は、10%、99万減らして、それから、同和会の方は、変化なく84万、16年、17年支出されている。これはどういう理由かというのがよくわからないわけですね。これ今までも穂波の方でもよく討議をしてきました。しかし、なかなかそのはっきりした基準がないというふうなことで、いつも水掛け論にこうなってきたんですが、この関係から見ても、もう少し数字を言うと、2005年度の17年度の解放同盟、一会員あたりの助成金というのは、2万9,500円になっているわけですね。それから、一方の同和会の方で言えば、これ7万円になっているんじゃないでしょうか。1人当たりがですね。人数が今年の方が減っているようですから、そういう意味で、これ地協に対してはどういう基準で出したのかということについてもお聞きしなきゃならんし、なぜこの2万9,500円、同和会の方は7万円、約倍以上の金額にこうなっているわけですね。同和会の方。1人当たりになれば。これはどういう理由なのかということについて説明をしていただきたいというふうに思います。

○ 穂波支所地域振興課長

お答えします。この補助基準というのが現在できておりませんので、過去からその予算の範囲内ということで支出をされておること、こういう結果になっております。

○ 楡井委員

それは、予算の範囲内というふうに言われたんですか。どこの予算の範囲内ですか。

○ 穂波支所地域振興課長

前年度の予算を基準に、それぞれ考えてきたものでございます。

○ 楡井委員

どこのというふうに言いましたけど、町の予算上の問題なのか、それともその解放同盟の予算上の問題なのかという質問です。

○ 委員長

ちょっと暫時休憩します。

休 憩 11:04

再 開 11:05

○ 委員長

委員会を再開します。

○ 楡井委員

予算と、予算に基づいてということでしたからね、どこの、町の予算なのか、それともその解放同盟の予算なのか、どっちの予算に基づいた支出なのかということですか。

○ 穂波支所地域振興課長

町の予算でございます。

○ 楡井委員

それで、ちょっと同和会の方の決算書をお持ちでしたら見ていただきたいんですけど。同和会の穂波支部の決算書の一番下に監査委員がおられますね。高山さんと永井さんでしょうか。嘉鞍地協の方を見ても同じ人が監査をしているわけですね。穂波支部の監査委員と、それからこの町協の監査委員ですね、これは同じ人ということについては、こういうことが会計集計上こうあっていいことなのかどうか、監査上あっていいことなのかどうかのことについては、いかがでしょうか。

○ 穂波支所地域振興課長

その点については、わかりません。

○ 楡井委員

答弁できないということですよ。皆さんがこの資料を当然、私たちに提出する前に見ておるわけですよ。そういう疑問が起きなかったというふうに言ってしまうまでかと思いますが、やっぱりこれは自分たちが支出して、多額なこの税金を支出して、それがどのよう

に使われているかということについては、もっとう真剣に点検しなきゃならないんじゃないかというふうに思うんですね。そういう意味では、事業計画などとしてこう出されてきている問題について、果たして真剣にこう討議をした上で、まああんたちょっとまけちょきない10%削っちゃってというような話し合いにこうなっているんじゃないかというふうなことも勘ぐるんですね。（「そのとおりです」と呼ぶ者あり）そのとおりですという話がありりますが、だから、決算書が出てくるわけですから、その決算書をきちんとこう見てもらって、疑問なところ、今から先まだありますから質問していきますけど、きちんとこう見てもらいたい。監査委員の方にお尋ねしたいんですが、こういう監査委員、事務局でも結構ですが、こういう監査の方法はあるんでしょうか。

○ 監査事務局長

ここで言う、全日本同和会穂波支部歳入歳出決算書、並びに嘉鞍地区協議会決算書に、下の方に監査委員ということで、高山さん、永井さんということでお二人連名書いてありますけれども、これは団体のことでございますから、私どもの方ではわかりませんが、監査委員という表現の仕方が、私ちょっとおかしいのではないかと思いますけれども、私の方は見解はそれだけでございます。以上でございます。

○ 楡井委員

ではもう一つ、解放同盟の嘉山地協の決算書、これも会計監査の欄を見ていただきたいんですけど、前田説生さんてありますよね、この前田説生さんは桂川町の、今は違いますが、ただいま現在違いますが、この決算をした時点では、桂川町の町長の前田さんと同一人物じゃないかと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○ 穂波支所地域振興課長

前桂川町長でございます。

○ 楡井委員

当時、町長であったものが、この監査委員、監査をするということは、これはその法律上どうなんでしょうかね。これは、嘉山地協ですから、当然桂川も補助金を出していると思うんですよ。それで、補助金を自分たちで出しとって、自分でこう補助金を出して、そして、自分で監査するというのもちょっと何か理屈にあわんような、法にあわんような感じがするんですけど、いかがでしょう。

○ 委員長

それは答弁できまい。ちょっと暫時休憩します。

休 憩 11:11

再 開 11:21

○ 委員長

委員会を再開します。今の楡井委員の質問で、わからんやったらわからんと答弁してちょうだい。

○ 楡井委員

こういう町長さん、これ今お聞きしたところによりますと、田中さんという人も碓井の町長さんらしいですね。こういうふうなことが、解放同盟の規約がどうなっているかという問題もあるんでしょうけども、その解放同盟の規約が間違っ——国の法律や条例なんかに比べて間違っている可能性だってあるんじゃないかと思うんですね。そういう意味では、私がこの解放同盟の規約どうのと、どうこうという前に、やはり行政として、そういう監査のあり方として、こういう人選が正しいのかどうかというその法律的な裏づけをきちんとしていただきたいなというふうに思います。これは、全日本同和会の監査委員の問題についても同じでありますので、そういう調査をひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。それはそういうことでようございましょうか。

○ 委員長

答弁は。（発言する者あり）するとかせんとか。

○ 穂波支所地域振興課長

そのように調査させていただきます。

○ 楡井委員

それでもう一点、お聞きします。部落解放同盟の穂波町協議会の支出の中に同盟会費というのがあります。これは、上部団体への上納金ということで、5,400円×295戸分として159万3,000円が記載されておりますけど、一方、上部団体であるところの嘉徳山田地区協議会、嘉山地協、ここの歳入の部を見ますと、助成金2,070万円、雑収入1,000円、繰越金132万7,569円、合計2,200何万というふうな金額が書いてあります。決算額も大体それでほぼ、ちょっと1,000円のところが違うような感じがありますが、ほぼ変わりません。それで、穂波町協から上げられた、上納された159万3,000円というのが、この嘉山地協の歳入の部に記入されていないというのは、どういう理由でしょうか。これは、颯田の方でも同じような状況があるんですね。このことについてお聞きしたいと思います。

○ 穂波支所地域振興課長

確かに、御指摘のとおり記載されておられませんので、今後、訂正していかれるように指導してまいりたいと思っております。

○ 楡井委員

先ほども申しましたが、こういう決算書などが出てきた場合、たくさん補助金を出して、それをそのままということで我々に提出する場合に、資料の点検もしないというようなことで、これから先のこのこういう課題、人権同和という課題が、行政主導でやれるかどうかということに非常に疑問が沸くわけですね。今、市長もうなづいておられて、私の今の意見に賛意を表明されているんじゃないかと思うんですけども、これは本当よくないですよ。この問題について、また後ほどひっくり返していいですか、一つ法律論としても意見を交換したいというふうに思います。これは課長のクラスでないところでやりたいと思いますので、よろしくお願ひします。これについては、ぜひ調べて報告していただきますように、お願ひをいたします。きちんと報告してください。よろしく。

○ 委員長

次いいですか。どうぞ。

○ 楡井委員

それでは、67ページになると思いますが、子育て支援センターのことについて、これは主に要望というふうになりますので、よろしくお願ひしたいと思うんですが、現在、子育て支援センターというのが、各旧自治体に1カ所ずつ設置されているということでしたけど、昨日お聞きしましたところによると、颯田にはこの子育て支援センターがないということでありました。それで、現在、今日も朝から子どもを親の人が殴って殺してというような痛ましい報道があつてました。そういう意味では、幼児の虐待の問題とか、それから、核家族による子育ての不安とかいうような世相であります。したがって、若いお母さん方の子どもを育てていくというふうなことについて、これをサポートしていこうというこの子育て支援センターの活動は、非常に大切じゃないかというふうに思うんです。それで、これは穂波に限っての話ですけど、この子育て支援センターのあります枝国2区の幼稚園、保育園、横っちょにこうあるんですけど、この利用状況、それから、もし相談などがあつておれば、そういう相談件数とか相談内容というのがわかれば、教えていただきたいと思います。

○ 保育課長

お答えいたします。子育て支援センターの利用状況につきましては、合併になっての前子育て支援センターを報告したいと思います。飯塚子育て支援センターは——穂波の子育てセン

ターは、平成15年4月1日開設で、平成15年度は954人、平成16年度は2,669人、平成17年度は3,493人の利用者が、利用状況となっております。子育てセンターにおける相談件数につきましては、現在のところ把握しておりませんが、センターを利用される保護者の目的が、子育て育児に関する相談が主体となっておりますことから、子どもの食事、排せつ、健康、言語、断乳、子どもとの意思の疎通に関する相談等がなされ、保育士がこれらの指導に当たっている状況であります。

○ 楡井委員

開設以来、年々利用者の数が大きく伸びてきているという状況が今報告されました。これは、残りの1市3町についても同じような方向じゃないかなというふうに今思います。したがって、子育てのことでいろいろ悩んでいる人たち、若いお母さん方も多いということ、さらには多数、悩みだけじゃなくて、友達づくりといいますかね、お母さん方の連帯、連携ということにも大いに役に立っているんじゃないかというふうに思います。それで、その必要性というのがますます大きくなっているというふうに思うんですが、颯田町にはないというようなことですけれども、颯田町——旧颯田町ですね、そこだけ今までどおり残しておくのか、設置しないでおくのか。これ必要性から見て、また飯塚市などは、広いところに菰田に1カ所あるというような状況であります。穂波を見ても西の方に1カ所あるというようなことですから、これは東にどうだろうかというようなことをいろいろ考えますと、やはりこれ新設、これが求められるんじゃないかというふうに思うわけです。したがって、そういうこのない颯田には、直ちにこれをつくっていただきたいというふうに思いますし、他のところへも増設ということを考えていただきたいんですが、これについてはいかがでしょうか。

○ 児童社会福祉部長

子育て支援センターにつきましては、今日の核家族化の進行や近所づき合いの希薄さが進む中で、子育てに不安や悩みを持たれている保護者が多いところから、先ほど課長が答弁いたしましたように、穂波の児童センターにおきましては、子育て相談の場として、また、親と子どもの皆さん方の交流の居場所として、子育て支援センターの利用は増加しているのが現状でございます。議員御提案の新設などを含めた子育て支援センターの充実につきましては、市長のマニフェストにおきましても、子どもは地域の宝、産み育てやすいまちづくりの推進が掲げられておるところでございます。現在、極めて厳しい財政状況の中で、行財政改革を進めている状況ではございますが、地域に分散した支援センターを整備していくのか、また、核となる支援センターを整備するのかといったことも含めまして、今後十分に検討しながら対応しなければならぬ重要な行政課題であると認識いたしておりますので、御理解をいただきますようによろしくお願いいたします。

○ 楡井委員

昨日お話を聞いたところによりますと、もう既にそういうこう現在あるところから、現在設置されているところから、幼稚園だとか別なところへ、この人たちが出かけて行って、既にそこで実質的なこの子育て支援センターの出張所といいますか、出城のような形でやられているという話も聞かせていただきました。ぜひ、そういう意味での大切な施策だと思いますので、よろしく頑張ってください、ぜひ設置をお願いしたい。特にもう颯田は直ちに設置をしていただきますようお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。（「委員長まだ、学校給食費がある」と呼ぶ者あり）それはあと。

○ 深田委員

通告してないで質問させてもらってちょっと申しわけないと思いますが、楡井委員の話の中で福祉バスの質問が出ておりました。飯塚市は福祉バスというのは、伊川の福祉センターに行

くバスがありますが、前合併する前に、町同士が入り込んでいるところに、本当に目の前まで福祉バスが来ても町が違うから折り返しでピーと帰ってしまう、うちもできればいいという声がたくさん聞いてましたが、合併後は福祉バスは今までどおりの運営ということですが、見直しはされる気持ちはないのでしょうか、お尋ねいたしたいと思います。

○ 総合政策課長

お答えいたします。今、平成18年度は合併前の形態で運行をしております。平成19年度につきましては現状の運行を、改良を加えられる部分は改良を加えて引き続き来年度も考えております。それと合わせまして、総合的な検討は、平成19年度から、路線、利便性、また本数等々経済性も含めまして、19年度から本格検討に入る予定としております。以上でございます。

○ 深田委員

さっきの答弁の中で、公共運行機関が余りするとなくなるというような話もちょっと出ておりましたが、八木山等々は西鉄バスが通らなくなって、飯塚市の場合は補助金をたしか出して運行していると思います。それで、福祉バスが全体的に動くように、ある程度どこでも行かれるように十分検討していただきたいと思いますが、料金はどのようになっておりますでしょうか、お尋ねいたします。

○ 総合政策課長

現状のバスにつきましては、どの交通路線も無料でございます。今後、検討の中では、受益者負担といえますか、利用者の声、料金につきまして、大きな問題として協議に入るかと思っておりますけど、国・県の指導の中では、あくまでもコミュニティバスのものは、採算はとれないという見解も出ておりますので、料金につきましても、投資する経費と勘案しながらの検討に入る予定にしております。以上でございます。

○ 深田委員

いずれにしても、どこかに行くにしたら、交通機関を利用するにしろ、タクシーを利用するにしろ、病院に行くにしても、高齢者が介護認定を受けている場合でも、料金はある程度払わないと動けないのが実情の世の中です。それで、確かにふれあいバス、ふれあいタクシー、福祉バス等々は無料にするのがいいかもわかりませんが、財政状況と受益者負担という両面からぜひ検討をされて、公共交通機関もあっても、本数が減ったりして利便性が悪いので、そのときに福祉バスが朝と晩ありますとか、いろいろ交通網が、高齢者がふえている関係で、やっぱりそういうバスがたくさん通ることはいいことだと思いますので。今年度はおのおの今まで合併前のおりであるということですが、19年度からは検討をされるときに、やはり受益者負担も、財政も厳しい状況でありますので、みんな乗るときに無料で乗れるから乗るものではなくて、お金を払って乗るのは当然だと思いますので、十分検討をされて、受益者負担も公共機関と似たよりも少しは安くてもいいかもわかりませんが、ぜひそのように考えていただきたいと思います。これは要望です。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

○ 深田委員

それから、楡井議員の質問の中で、生活保護行政についてという欄で、夏期手当、夏期見舞金とか冬期見舞金が、飯塚市と各4町は全然違っていました、保護費は同じでしょうか、違うのでしょうか。それで、そういうのは国が決めたものだろうと思いますが、こんなに差があるのは、是正されている。合併するとき、ごみ料金も高齢者の見舞金もいろいろが全部合わされていると思うのに、決算のとき違うんですが、今はどうなっているか……

○ 委員長

夏期、冬期はもう終わったと。見舞金廃止になったと。

○ 深田委員

そやき、その答えを聞きよると。全部廃止になったんでしょうか。

○ 委員長

夏期、冬期は終わった。だから今1億何千万減ったと言うたろうが。

○ 保護1課長

見舞金につきましては、それぞれの自治体が単独で出しております。これは、それぞれの自治体の判断で出しておりますので、財政状況によりまして、福岡県でも調べましたけど、それぞれ1世帯当たりの支給額が違っております。今回の合併に伴いまして、飯塚市と旧4町を比較いたしますと、飯塚市は、先ほど申しましたように、夏の場合6,300円、4町の場合1万300円ということですが、飯塚市は独自で決めたものでございます。4町につきましては、嘉穂郡の8町がお話し合いになって決めたというふう聞いておりまして、4町は同じ金額でございます。それから、保護基準額でございますけど、これは国が決めるものでございます。合併前までは、飯塚市が2級値の2ということで、級値別に分かれておりまして、4町よりも若干高い基準になっておりました。合併後は高い級値に合わせるということがございますので、4町の3級値の2というのが2級値の2というところで、基準額としては高い方の金額で18年度からは支給しております。ですから、1市4町はすべて今、補助基準額につきましては同じ金額で支出をしております。以上でございます。

○ 委員長

ほかに質疑ありませんか。

(な し)

ほかに質疑がないようですから、第1款議会費から第4款衛生費までの質疑を終結いたします。次に、第5款労働費から第9款消防費、74ページから93ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております楡井委員に質疑を許します。

○ 楡井委員

83ページになるんですけどか、商工業振興費についてお聞きしたいと思います。ページ数は83ですか、83の一番上になります。国道200号沿いに企業や商店がかなりの数で進出してきております。この面から旧穂波町における税収の増ということもありまして、財政力指数というのも向上してきておりました。しかし、その一方で、地域密着型の商店街、商店、これはもう今、穂波町では見る影もありません。唯一その面影を残すというふうに思われるのは、天道地区の商店街なんですけれども、この天道地区もなかなか開発が進みませんでした。その大きな原因が、山と鉄道と川に挟まれた非常に狭い地域なものですから、駐車場がないというのが最大のネックになっているというふうに言われてきましたけれども、現状は、駐車場は小さいのがたくさんできている状況にあります。これ、廃業や転居した人たちの跡を、その土地を駐車場にしたものでもありましようけれども、この駐車場は個人の持ち物でありますから、すべてが有料になっているというふうに思うわけです。これ、今後、商店街を復活させていくということ言えば、ばらばらにある駐車場、なかなかこれを1カ所にまとめるかどうかしなないと、統一的な開発に結びつかないというふうに思うわけです。したがって、こういう個人所有の駐車場が天道地区にも10カ所以上あるんじゃないかと思うんですけども、この駐車場のスペースだとか、土地の面積の広さとか、こういうことは掌握されておられませんでしょうね。わかりますか。

○ 商工振興課長

そういう細かい土地までは掌握し切っておりません。

○ 楡井委員

近年、天道駅の駅前の整備ということも、地元の人たちの協力や議会や職員の皆さん方の熱意で完了をしました。それが地元の商店街の振興ということと必ずしもつながっていないよう

に思うんですが、このことについてはどう評価されておられますでしょうか。

○ 商工振興課長

この駐車場の問題につきましては、旧飯塚市におきましても同様の問題を抱えておるといふふうに考えております。ただ、この駐車場そのものを経営される事業者の方もいらっしゃるという状況の中で、今、非常に難しい問題というふうに理解しております。

○ 委員長

違う違う、天道駅前の開発と地域振興とが結びついてないけど、どうなっておるのかと今、質問者は言いようよ。違うこと答弁だめよ。これは穂波の人がいいとやないの。

○ 穂波支所長

今、楡井委員からのお尋ねでありますけども、あのあたりは地元の地域振興の方々が一所懸命、青年団を基盤に頑張っておられましたけども、駐車場、いわゆる駐車場が狭いということで、福銀前とか、そういったところはありますけども、何しろ、先ほど質問者が言われましたとおり、山、それから川に挟まれて、天道商店街も本当に今から先もこの状態が続くんじやないかと思うておりますけども、質問者の言われます結びつきについては、我々はまだ把握はいたしておりません。

○ 楡井委員

せっかく天道商店街の振興の核になるんじゃないかというふうに期待をしていた駅前の整備計画なんですけれども、それが今、直接的にはといたしますか、将来も含めてなんでしょうか、振興に結合していないという状況であります。将来は、これは結合するように頑張っていただかなきゃならないわけなんですけれども。それで、平恒本町、それから、忠隈、忠営、忠隈1区、枝国1区、3区、これは穂波でない人にはちょっとなじみのない地名かと思ひまして大変失礼ですけども、これらの地域は住宅密集地でありますし、さらには、平恒本町、忠隈という地域は、お見かけのとおり忠隈のボタ山の周辺になります。したがって古い炭住も結構ありまして、そこで生活しておられる人たちは、比較的高齢化が高い地域なんです。ここにあった商店街が壊滅状態であります。これらの地域や天道も含めた全体の商業の発展といたしますか、振興といたしますか、現状を維持するといたしますか、これらが統一的に関連性を持った振興策ということ長い間検討してこなかったことに由来するものではないかというふうに思うわけです。私も議会に出てから、このことについては商工予算をふやして、一体的なものとして考えてもらいたいということをたびたび申し上げてきたんですけども、力及ばず現状になっております。それで、この一番の問題点は、やはり商工予算が非常に少ないということだと思うんです。これ、昨日も飯塚市の商工予算のどこと比較して意見述べましたけど、穂波の商工予算は約3,480万しかないんです。全部の総予算は約100億円ですから、0.3%にしか当たらないという非常に少ない金額です。そのうち人件費関係が1,590万円、それから、これは職員のです。商工会の補助金、これは主に商工会の職員の給与に充てられているんじゃないかということなんですけれども、1,310万円。これが、差し引きますと570万ぐらいしか残らないわけです。この2つで2,900万ぐらいになりますから。その中からさらに160万円の補償金、賠償金というのが支出されておりますので、残りは400万しかない。この400万で、先ほどから申しておりますような振興策をどうせえというんやというのが職員の人たちと話をしたときの話の内容なんです。ですから、0.3%、0.4%というような予算、これを大いにふやして、新しい飯塚市としての一部分として、一つの人口密集地でもありますので、ルート200号、国道200号の状況だけに目を奪われることなく、暮らし密着型の商店街も復興させるように、昨日の観光費だとか商工費の関連でも申しましたように、全市一体のものとして考えていただきたいというふうに思うんですけれども、これについての飯塚市としての決意なり述べていただければ幸いです。よろしく申し上げます。

○ 経済部長

昨日も商工振興課長が答弁いたしましたように、商店街と商工会議所、それから、商工会、これ等々が国・県からの補助金をもらってしている事業もございます。市の予算だけ見ると、質問者御指摘のように金額的には少ないかと思えますけど、そういう団体等と協働しながら商工行政に取り組んでおります。今後とも熱意と工夫を持って一生懸命取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○ 楡井委員

「熱意と工夫」と、昨日私が使った言葉がそのまま引用されて、大変ありがとうございます。ひとつ大いによろしくお願いいたします。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。（発言する者あり）給食費やろ、給食費はまだまだ後。後で指名しますから慌ててください。質疑はありませんか。（質疑なし）

ほかに質疑はないようですから、第5款労働費から第9款消防費までの質疑を終結いたします。次に、第10款教育費から第14款予備費までの93ページから109ページまでの質疑を許します。楡井委員より質疑をしたい旨の申し出がっておりますので、質疑を許します。

○ 楡井委員

学校給食費に関して若干お尋ねいたしたいと思います。現在、小学校5校、中学校2校、これは穂波の関係です。夏休み期間は学童保育所、これにも給食が行われております。これは自校方式でやられているわけです。それで、この地産地消という考え方で見て、現在、地元産の食材、これが何%ぐらい使われているものなのだろうかということと、同時に、この比率を高めていく可能性はあるのかどうかということについてまずお尋ねしたいと思います。

○ 学校給食課長

お答えいたします。地産地消による購入につきましては、給食材料の購入先調査をいたしましたところ、市内の食材の購入先はおおむね野菜類、果樹、畜産類、麦大豆加工品などにつきましては、主に地元のスーパー、個人の商店などで購入いたしております。一方、県給食会では、主に肉の加工品、それから、乾物、漬物、それから、乾めん、砂糖、缶詰などが県学校給食会より購入いたしております。この購入割合につきましては、おおむね約70%が県給食会で購入いたしておりますし、残りの30%がおおむね地元からの購入となっております。以上です。

○ 委員長

もう一つ、地産地消を高めるのはどうかと言うたろ。もう一遍ちょっと質問してください。楡井さん、最後の質問。

○ 楡井委員

今お聞きしました県の給食会からの分が70%、地元産の分が、地元で購入しているという分が30%というふうに今お聞きしました。そのうち地元産の食材の比率を高めていくという可能性はないのでしょうか。また、それがもし可能があるなら、どういうふうな形になるのか、これをお聞きしたい。とにかく高める可能性についてお聞きします。

○ 学校給食課長

地元産を高める気持ちがあります。現在、栄養職員と協議しながら地元での産物を購入するような考え方で進めてまいりたいと考えております。

○ 楡井委員

次に、約1億5,200万ぐらいの経費が必要だということになっておりますけれども、給食費として生徒が納めている金額、これは幾らになるのでしょうか。これは歳入の関係になるき、いいですか。

○ 委員長

歳入で聞きたかったら歳入で聞いて、わかればすぐ答弁させます。わかる。——歳入で答弁したい。（「はい」と呼ぶ者あり）歳入でしたい。歳入で。今でもいいなら今答弁して。今答弁して。

○ 学校給食課長

平成17年度の分で申し上げますと、学校給食事業収入の調定額、9,715万5,979円の調定額に対しまして平成18年3月25日までの収入額は8,092万7,799円で、収入未済額は1,622万8,180円であります。新市になりましてこの給食事業収入は816万4,930円の収入がっております。17年度のみ滞納額で申しますと329万4,490円となっております。また、12年度から16年までの過年度滞納につきましては、475万6,700円を加えますと、合計で805万1,190円の滞納額となっております。以上です。

○ 楡井委員

生徒さんや父母や教師の皆さん方、この現在行われている自校方式に関する意見や感想がいろいろ言われているんじゃないかというふうに思いますが、行政として、この自校方式に関する意見、感想、これをどのように掌握されておられますか。

○ 学校給食課長

現在、合併いたしまして共同調理場方式、センター方式、颯田と飯塚でございます。そのほか筑穂地区、颯田地区、それから、庄内地区、穂波地区につきましては自校方式、単独校方式で実施しております。現在センター方式と自校方式が混在しておりますが、この運営方法につきましては、現在、給食運営審議会で審議いたしたいと考えております。

○ 楡井委員

私がお聞きしたのは、生徒や父母、それから、教師、こういう人たちが自校方式に関する意見や感想をどのように持っておられるかということを担当課の方で掌握をしておられるかなという質問なんです。これを将来のことという形で聞いた。聞いてはいないんですけども、もしそういう、現在、自校方式についてどういうふうに思っておられるか、行政の側としてつかんでおられるかということでの質問ですので、そういう答弁をお願いします。

○ 学校給食課長

自校方式に対する意見の集約は現在いたしておりませんが、センター方式と単独方式とのメリット、デメリットあたりを審議会で審議しているところであります。

○ 楡井委員

審議会でのメリット、デメリットは、それは結構です、やっていただいて。しかし、その基礎となるのはやはり生徒さん、食べている一番影響の大きい人、それから、それに大きく期待しているお父さん、お母さんや教師の方たちの意見がやっぱり反映されないような、先ほど介護保険のところで言いましたように、点数のような形でこの方針を決めていくということは、直ちにこれは改めていただきたいというふうに思います。それから、地産地消による地元農業への発展の寄与という側面からも、関係者の評判にこたえるというためにも、この自校方式は継続すべきであるというふうに強調しておきたいと思っております。それから、いま一つ、先ほど言われました給食費の問題です。これは、先ほど御報告のあったように、累計の、当年度のといえますか、17年度の未納が329万ぐらいですか、そして、累計の未納が805万というような数字が言われたように今思いましたけど、そういう数字で結構でしょうか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 12:03

再 開 12:03

○ 委員長

委員会を再開します。

○ 学校給食課長

そのとおりでございます。

○ 楡井委員

先ほど、昨日の夜なんですけど、ある市民の方から電話がありまして、滞納をちらにするというような話がありました。これは当然、基金、その他負債も、そういうのを全部新市に引き継ぐということになっておりましたから、当然このことも、この給食費の滞納の問題も新しい市の方に引き継がれるものじゃないかというふうにお話したんですけども、改めてここでお聞きしておきたいと思います。この未納の金額は飯塚市の方へ継続的に引き継がれるものだと思いますが、いかがでしょうか。それから、いま一つ、不納欠損というのは、穂波の場合今まで経験といいますか、実績があるのかなのか、この2点ちょっとお聞きします。

○ 学校給食課長

先ほど申しましたこの滞納分につきましては、平成18年度の飯塚市学校給食事業特別会計の歳入に滞納繰越分として引き継いでおります。また、12年度の滞納額でございますが、12年度から公会計、一般会計にしていますので、現在不納欠損にはいたしておりません。

○ 楡井委員

ありがとうございました。結局805万は新市へ繰り越すということですし、もう既に18年度繰り越されておるわけですかね。ということですし、不納欠損としてもないということの御答弁であります。なぜかと言いますと、やはり、その人が訴えてこられたのは、この滞納が引き継がれない、それから、滞納している人も払わんでいいというふうに言われたというような話が広がっているようなのであります。したがって、こういうことがないということも含めて、きちんと指導の方をお願いしたいというふうに思います。以上です。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

ほかに質疑はないようですから、第10款教育費から第14款予備費までの質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開を1時といたします。

休 憩 12:05

再 開 12:57

○ 委員長

再開いたします。次に、歳入についての質疑に入ります。第1款町税から第21款町債、12ページから36ページまでを一括して質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています楡井委員に質疑を許します。

○ 楡井委員

滞納問題について若干お聞きしたいと思います。恐れ入りますが、資料の差し押さえの項をちょっと開いていただきたいと思います。何ページでしたか、差し押さえの関係は、6ページにありますので、よろしく願いいたします。ここでは市税での差し押さえが16件、そして、国保税での差し押さえが8件ということになっております。合計で16件と、したがって、市税も16件、合計も16件ですから、市税の滞納者が国保税の滞納ということも含めて、この8件と16件は全然ダブらない人ですか、それともダブっている人でしょうか。

○ 納税管理課長

お答えいたします。この市税で16件、この中に8件、国民健康保険税も含まれているということでもあります。以上でございます。

○ 楡井委員

それでは、16件は8件と完全にダブっているということで理解をいたします。次に、この差し押さえをするという状況は、どういうふうになったらこの差し押さえをするのかということですが、これは昨日御答弁をいただいた方向と同じというふうに理解をしようと思っております。

○ **納税管理課長**

そういうふうに御理解をお願いいたします。以上でございます。

○ **楡井委員**

旧穂波町で、滞納の解決に当たる際、行政側の姿勢について議会で申し合わせを行いました。これは税の滞納問題についての100条を伴った調査委員会の結論としてそういう申し合わせができたわけですが、その申し合わせについて御答弁をお願いいたします。

○ **穂波支所総務課長**

お答えいたします。旧穂波町では、平成9年4月、町税等の滞納に関する調査特別委員会が設置されております。町財政の根幹である税収は、町民全体に公正かつ公平に負担していただく観点から、賦課及び徴収に関し、町民に不信感を招くことのないよう基本的な方針を明確にしておりました。賦課については、税法上の調査を十分に行い、納税者との間にトラブル等が生じないように慎重に行う、また、未申告者に対しては正確に把握し、申告の催告等を行い、申告の漏れのないように指導をしております。徴税に関する事項ですが、滞納処分に関しては、次のようなことについて適切に対応をするということで9点ほど申し合わせております。個人の財産であるので、処分当たり、当事者と十分に折衝を行い、納税の意識がないと判断した場合に執行する。担税能力があると判断した場合や、財産の隠ぺいや偽装等が見込まれるものについては、その処分を早急に執行する。財産を処分して納税をすると申し出があっても、処分後納税が確実に履行できると考えられない場合は、事前に保全差し押さえを行う。処分当たり納税者の家庭の事情と、事実確認ですが、十分に考慮する必要がある。処分後は、配当等による納税がなかった場合は、第2次納税義務者の有無や、その者に対する請求ができないのか調査を十分行う。処分を執行するに当たっては、納税者の財産、不動産、預貯金、給与並びに賞与でございます。を十分に調査し、速やかに納税できる方法で処理しなければならない。不動産の差し押さえを執行した場合、同時に裁判所へ交付要綱の手続を怠らないこと。その他処分の際に必要な場合、税務署、県税事務所へ相談を行い、適切な指導、助言を仰ぎます。滞納処分の執行に当たっては、町長に内容を報告し、決裁を受けなければならないと。また、それから、滞納の時効中断等については、差し押さえ並びに交付要求はもちろん、誓約書、分納相談についても時効消滅を中段させると、地方税法第15条及び18条ですが、停止と消滅でございますが、については、法律に基づいて処理すべきであり、この場合、その理由を記載し、町長の決裁を受けなければならない。また、高額納税者や納税意識のない者については、処分対象者として取り扱い、不納欠損にならないようあらゆる方法をもって努力していくと。以上のような基本的な考え方で事務執行に当たり、納税者との信頼関係はもちろん、町行政において町民全体の信用を失墜させないように、事務担当者は調査研究を重ね、税務行政を熟視しております。これは新市においてもそれを引き継いでおります。以上です。

○ **楡井委員**

今、一番最後のところで私の結論を今言われたような気もしますが、要するに、9点にわたって細かく記述があるわけですが、要するに、正確に掌握をして、住民のといいますか、納税者の意見もよく聞いて、そして、法に基づいてきちんとやってもらいたい。その際には、やっぱりいき過ぎということのないように、そういうことが他の納税者の信頼を失うことのないようにしなきゃならないというふうに取り決めといいますか、申し合わせ事項になっているわけです。この取り決めといいますか、この問題精神といいますか、これは新しい市に引き継がれて、このような状況を今後の滞納対策の指針とするということについては、そういう

ふうになっておるのでしょうか。

○ 穂波支所総務課長

そういうことで引き継いでおります。以上です。

○ 楡井委員

ぜひこの立場で税徴収の指針にさせていただきたいというふうに思います。それから次に、不納欠損の問題について少しお聞きしたいと思います。町税の3種で、3つの種類で3,840万ほど不納欠損が出ているように思います。

○ 委員長

何ページですか。

○ 楡井委員

これは、不納欠損は決算書の3ページにあります。3ページからずっと後ですけど。そして、さらに負担金分担金というところで96万円の不納欠損が出ているように思います。これは4ページにあります。12款のところですよ。96万190円というふうな、が出ています。そこで、この質問ですけれども、旧穂波町の決算で16年度までにはこの不納欠損が年々増加傾向にあったわけですけれども、この3,840万円というのは16年比でプラスになっているのでしょうか、マイナスになっているのでしょうか。その点をまずお聞きしたいと思います。

○ 穂波支所総務課長

前年度より1,730万ほど増になっております。

○ 楡井委員

それでは、この傾向が今後も続くというような状況なのかどうかについて御答弁を願います。

○ 穂波支所総務課長

今後については、そういった不納欠損がふえないように努力していきたいと考えております。

○ 楡井委員

不納欠損がふえないように努力をするということで、裏返せば、今後もふえるであろうというこの答弁じゃないかというふうに思いますが。それでは、次の、先ほど言いました96万円の負担金負担金という項目で96万出ている、この内容をちょっと教えていただきたいと思います。

○ 穂波支所保健福祉課長

お答えいたします。これは保育料でございます。

○ 楡井委員

保育料の未納をここで、欠損で96万円を落としたということなんですね。以上、聞いておきたいと思います。滞納の問題については、先ほどの答弁でありましたので、以上で、これは終わらせていただきたいと思います。

○ 委員長

どうぞ、次。

○ 楡井委員

次は、11番目、17ページから18ページにかけての使用料、手数料についてお聞きしたいと思います。まず、住宅使用料なんですけど、この使用料の資料は、これは何ページになりましょうか、次のページです。7ページでありますように、年々やっぱりこれも低下してきている。収納率が低下している。これ15年度に比べれば随分高いし、16年度は、15年、それとか今年度に比べれば随分高い状況になっています。この86.4%に収納率が上がったのは、どういう原因で上がったのか。さらには、その取り組みからの教訓といいますか、今後には生かしていくべき問題としてどういうふうにとらえておられるのかをお聞きしたいと思います。

○ 住宅課長

この15年度から16年度の徴収率が81.63から86.48ということで徴収率がぐっと伸びておるところでございます。穂波町におきましても16年度から法的措置をとって滞納整理をやっておるといふうなことで、それが一つの結果としてあらわれておるのではないかというふうに考えております。さらに、17年度につきましては83.86ですけれども、これは3月の25日の合併までの打ち切り決算ということでございまして、その後、出納閉鎖期間までの最終的な17年度の徴収率につきましては89.31%というふうな数字になっております。以上でございます。

○ 楡井委員

それで、この17年度の決算については、16年度の教訓というのが生かされた形になっていっていると思いますが、それが法的措置という1点だけでの教訓なのかどうか、これについてはいかがでしょうか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:12

再 開 13:12

委員会を再開いたします。

○ 住宅課長

先ほども申しましたように、16年度から法的措置をとっておりまして、滞納分の分につきましても、職員の啓発の中で滞納整理、夜間徴収等も含めて強く納入の奨励をしてきたというふうなことで実態としてこういう数字に上がってきたというふうに理解しております。

○ 楡井委員

夜間徴収の日にちもそのことがあったんじゃないかというふうには思います。次には、住宅使用料、以上で終わりました、人権啓発センターの使用料についてお聞きしたいと思います。資料で言えば、次のページだったと思いますが、8ページの一番下の段に書いてある数字の中の一番右端っこの方になると思います。この15万9,470円という使用料、これについての中身をお聞きしたいというふうに思います。

○ 穂波支所地域振興課長

15万9,470円の内訳でございますが、人権啓発センターの部屋の使用料ということで、各団体、ミニバスケットクラブ、それから、歌謡教室、ヘルパーステーション、穂波ブルースカイ等が使用されております。その中で穂波町協が事務所を使用されているという形で、12万6,000円納入がなされたということでございます。

○ 楡井委員

今説明された中身は、資料の30ページにあるこの内容だというふうに思います。これで一番今、最後の方で御答弁になりました穂波町協の12万6,000円、これは事務所使用料というふうにおっしゃいましたけど、結局、人権啓発センター、従来の隣保館、ここに私的運動団体、いわゆる解放同盟穂波町協議会がこの人権啓発センターの中にあるわけです。そういう意味で、公的施設に事務所を私的団体が設置しているという状況は、ほかの地域と違いますか、1市4町の中でほかにはございますか。

○ 穂波支所地域振興課長

現在のところ旧穂波町だけでございます。

○ 楡井委員

こういうふうに公的施設の中に私的団体の事務所があると、こういうことはどういう条例なり法律に基づいて行われているのかということについてはいかがでしょうか。

○ 穂波支所地域振興課長

この事務所を使用させた経緯というのが、さきの予算委員会の中でも質疑ございましたけど

も、昭和42年のこの穂波町協発足以来穂波の役場の中に事務所を使用させていたという経緯がございます。そういうことで、この旧隣保館が開設したと同時にその場所に移られたということで、この団体と町が、部落差別の解放に向かって連携を図っていくと、いわゆる行政の補完をするという立場で我々も部屋の使用を認めてきたということでございます。

○ 楡井委員

私はその法的根拠をお聞きしているんです。それが述べられなかったということは、こういう私的運動団体の事務所が公的な施設の中にあるということについての法的根拠、これがないということなんでしょうか。再度きちんと答弁してください。

○ 穂波支所地域振興課長

使用させていいという法的根拠はございません。

○ 楡井委員

いいという根拠はないと。例えば、それが、ほかの団体が、うちも公民館の一部を貸してくれというようなことになったらどうなりますか。

○ 穂波支所地域振興課長

現実的に今、いわゆる貸し切り状態というようなことでもありますが、この使用状況を見ますと、この人権啓発センターが月5回の団体の使用というような経過がございますので、その人権啓発センターの中の会議室の中で団体が申し込まれても受け入れの余地があるという判断はいたしております。

○ 楡井委員

ほかの団体が申し込んだら受け入れる余地があると、使わせますよという答弁ですか、今のやつは。

○ 委員長

ちょっと暫時休憩します。

休 憩 13:19

再 開 13:20

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 楡井委員

質問は、今、答弁が、ほかの団体が申し込めば若干その余裕がありますよというような答弁に今聞こえたんです。そういうことで、ほかの団体が申し込めば事務所として貸してくれるのかということについての答弁を求めたわけです。

○ 穂波支所地域振興課長

事務所としての使用は認められないと思っております。そういうことで、今後、さきの委員会におきましても移転についての協議は相手といたしております。しかしながら、その場所がまだ現実的に見つかっておりませんので、今後も調整を図っていきたいと考えております。

○ 楡井委員

使用料として入ってきている12万6,000円、これは何年か前から私どもの指摘で、会場費という形で取るようになったものの内容だと思うんです。それまでは全然無料だったわけで。それで、この12万6,000円という使用料は、使用期間、朝の何時から夕方の何時までと時間がありますよね、その間の使用料じゃないかと思うんです。しかし、事務所は24時間、四六時中あるわけです。そうすると、この条例に決まっている時間の範囲の外の分というのは当然これに入ってこないんじゃないかというふうに思うんですけど、入ってくるのってこないのか、そこだけちょっと質問します。教えてください。

○ 穂波支所地域振興課長

この部屋の利用につきましては、9時から12時、それから、1時から6時ということで積

算いたしております。過去から、今、質問者がおっしゃったように、12万6,000円の、1カ月当たりの使用料が1万500円ということでお互いの協議の中で決定しておりますが、今後、部屋の使用料の現在の基準で再度計算し直しましたところ、月額1万2,400円という数字を出しております。そういうことで、事務所使用につきましては、団体とも協議、調整を図りまして、19年度から、19年の1月から使用料を、適正な1万2,400円をお願いしたいということで協議してまいっております。

○ 楡井委員

先ほど委員長から御指摘のあったように、今後どうするかという問題なんです。これは今、お聞きしますと、これ12万6,000円が月額にすると1万500円になります。これを1万2,400円に引き上げて徴収するというようなことを今言われたんですけども、結局、今のまま人権啓発センター、この中に解放同盟の穂波町協の事務所を使わせるという方向でいっているんじゃないかと思うんです。これは、やっぱり正しくないことは正しくないという方向で、先ほどから討議しておりますように、行政の主導でやっぱり運営していかにかいにかんじじゃないかと思うんです。そうしないと、解放同盟のそのものもやっぱり自立したものになってほしいと思うんです、運動団体としては。ですから、ぜひ、これ18年度以降、これは総括的な質問という形で質問もさせていただきたい、話もさせていただきたいと思うんですけども——今じゃないですよ。これやっぱり全体として、18年度は、この同和行政を法に基づいて見直していただくというふうにさせていただきたいと思います。ですから、これは、そういう意味で、使用料を何百円か、1,000何百円か値上げするというような性質のものじゃないということ指摘しておきたいというふうに思いますので、ぜひ検討をしていただきますようお願いしたいと思います。以上です。

○ 委員長

どうぞ次も。

○ 楡井委員

同じ資料のページにあることなんですけれども、これは昨日お聞きして、御答弁をいただいた内容と変わらないものじゃないかというふうに思いますので終わりたいと思うんですけども、それと変わりませんか。

○ 穂波支所地域振興課長

生活実態調査のことをございましょうか。——穂波も17年の7月1日を基準日として調査をいたしております。45世帯調査で調査員3名、協力員6名という体制で行っております。あとの内容については前日申し上げましたとおりでございます。

○ 楡井委員

それでは、また、昨日も約束といえますか、お願いしておりましたように、公表されている文書をお届けしたいというふうに思います。続けていいでしょうか。

○ 委員長

どうぞ。

○ 楡井委員

この地方債残高についても今日の一番初めの質問で行いましたので、それとの関連ですので、これでおしまいにしていただきたいと思います。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

ほかに質疑はないようですから、歳入についての質疑を終結いたします。以上をもちまして、一般会計歳入歳出決算全般について、すべての質疑を終結いたします。なお、討論・採決につきましては保留して、これより特別会計の審査に入ります。「認定第22号 平成17年度穂

波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑に入ります。まず、執行部から提出資料の訂正について発言したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

○ 穂波支所保健福祉課長

資料の訂正がございますので、よろしくお願いたします。資料の最後の方で37ページ、後ろから1枚目でございます。資料ナンバー27という国民健康保険の資格証明書の年度別交付状況でございます。平成15年度分でございます。その数字の入っている左から3番目です。満期証交付世帯数です。それが「4,622」と書いておりますが、それを「5,065」で願いたします。5,065です。次の右の「299」です。そこを「189」で願いたします。次の右の「533」を「200」で願いたします。次の「9.8%」を「3.7%」で願いたします。大変申しわけございません。以上、訂正方願いたします。済いませんでした。

○ 委員長

ただいまの訂正はわかりましたですか。――本件については御了承願います。それでは、本件歳入歳出一括して質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております楡井委員に発言を許します。

○ 楡井委員

今のは訂正でわかりましたけど、この資料を見て考えるときに、何でもまたこげんに高いんやろうかなというようなことで疑問に思いまして、何でも非常に高いのかというのを質問の一番初めに行く予定でありました。今の訂正で数字的には了解をいたします。それから、今の3.7%を含めて、平成14年から3.0、3.7、4.4、4.8と、こういうふうな資格証明書の交付率が年々上がってきています。この年々上がってきている理由はということなのかということについてお聞きしたいと思えます。

○ 穂波支所保健福祉課長

お答えいたします。これは税との関係で滞納状況ということがありましようが、今の現在、ここ数年来不況が続いておりまして、滞納者もふえております。そういう中で、少しずつパーセンテージが伸びたのではなかろうかと思っております。

○ 楡井委員

これで資格証明書交付率が引き上がっていったという状況ですけども、実際、保険証を持たずに病院に行きなきゃいかんということになるわけです。それで、そういう意味で、ほかからの、どういたしますか、この資格証明書を持っていない人たちが病院に行くことについて、また、行ったことについて、問題といたしますか、そういうのが起きているというような状況はつかんでおられませんか。

○ 穂波支所保健福祉課長

今、委員おっしゃるとおり、保険証がないということになれば、病院に非常にかかりにくい部分が出てこうかと思えます。それで、私どもは、私ども担当課と税務課との協議で御本人さんいろいろお話しいたします。その中で、苦しい状況はわかりますが、納税相談を受けまして、期限的に分割等、そういうふうに行いますので、そういう中で、なるべくなら短期の証書を差し上げていると。苦しい状況はわかりますけども、私どもも納税をされて、それで保険業務を行っておりますので、その点は理解していただきたいと思えます。

○ 楡井委員

それで、その短期保険証のことを今言及されましたけど、この短期保険証が今年度非常に高いんです。それは今言われたような反映としてこの数字で見てもいいんでしょうか。

○ 穂波支所保健福祉課長

そういうことでございます。

○ 楡井委員

では、次に、決算書の方でさせていただきますが、不納欠損というところが5,358万円余りですけどもあります。これは国保世帯約5,592と、約じゃないですけど、これ出ている数字は5,592ということに今なっておりますので、ほぼ1件1万円の不納欠損と、1件当たりになれば。そういう換算ができるんじゃないかと思います。この5,358万円の欠損処理を行っても、なおかつ2億9,275万円の滞納が生まれています。これは打ち切り決算というようなことでの計算ですから、もう少し下がるのかなというふうには思いますけれども、これを大きく下がるということはないんじゃないかと思うんです。滞納が1億円、欠損金が数百万円を明らかにしたのが数年前だったんじゃないかと思うんです。当時担当者の方が公表しないでもらいたいというふうに私言われたことがあるんです。なしてかというたら、みんなが、言うなら公平でないということで、町民の人たちが怒るからだ、結局納税意欲が失われるという心配をした上での発言だったんじゃないかというふうに思うんです。しかし、私は、昨日もこれ言ったと思いますけども、やはり透明性、情報をきちんと公開して、そして、市民の納得をやっぱり得るという努力がされなければならないというふうに思いまして、そういうふうに言いました。その後どういう対策がとられたか、この対策についてもこれまで何度も、ここ特別チームをつくって滞納一掃や不納欠損が出ないように、また、納税が上がるようにということで、そういうチームをつくったらどうかというふうに提案もしてきたんですけども、その提案も残念ながら受け入れられずに、税務署を定年退職された人あたりで、嘱託職員で入れて、若干この手直しをするというようなことはありましたけれども、結局こういうふうな大きな滞納に、当時からの約3倍になろうかというような金額になってしまっております。この点については、新しい市での問題だと思うんで、新しい市での統一的な対策が求められるというふうに思いますけれども、新しい市としてのこの点についての決意をひとつ述べていただければというふうに思いますので、御答弁をお願いいたします。

○ 納税管理課長

お答えいたします。昨日の答弁でもお答えいたしましたけど、国民健康保険加入者には、低所得の方が多くは認識しております。その中で協議を十分に行い、状況を考慮した中で、分納計画等を思慮いたしまして、徴収アップに努力いたしたいと思っております。しかし、最終的には、徴税吏員である職員は法に基づき職務を遂行しなければなりませんので、地方税に規定されております条項を遵守して税収の確保に努めてまいる所存でございます。以上でございます。

○ 楡井委員

国保税には、国の措置として2割、5割、7割の減免制度があるわけです。収入の多い少ないによって。この金額あたりも一度調べてもらったことがありますけども、この2割、5割、7割の減免をすることによって、国保税はかなり調定額というんですか、これをダウンさせなければならないというようなことも一度討議したこともあったというふうに今思います。そういう措置をとった上での滞納、調定額、国保税の請求になるわけですから、ぜひ、今言われたような方向を厳密に実行してもらって、来年度は、全体として不納欠損の金額は、来年はすぐ下がりにません。滞納が少なくなったというような実績を上げていただくようお願いして、この質問を終わりたいと思います。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結します。次に、「認定第23号 平成17年度穂波町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑に入ります。本件歳入歳出を、一括質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。次に、「認定第24号 平成17年度穂波町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑に入ります。本件歳入歳出を一括しての質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています榎井委員に質疑を許します。

○ 榎井委員

これは昨日も質疑をしてきましたので、今日はいろいろ聞くことはないと思います。それで、ただ数字だけお聞かせ願いたいと思います。収入未済額というのが1億9,420万ほどあります。これは貸付残ということに同じ金額なんですか。まずその点。それから、1億900万という金額はかなり未納として残るんですかね。この金額について、何件分なのか。——失礼しました。一番初めの1億9,000万と言ったのは間違いで、1億942万ということに訂正させていただきます。以上、2つの質問をお願いします。

○ 穂波支所地域振興課長

お答えします。収入未済額につきましては打ち切り決算でございますので、1億942万5,220円という形で出ております。ちなみに17年度の決算におきましては、その後収入がなされておりますので、64件の9,910万1,164円が滞納額という形になってまいります。

○ 榎井委員

確認します。64件で9,964万円がいいですね。

○ 穂波支所地域振興課長

9,910万1,164円。

○ 榎井委員

64件で9,910万円ですね。——わかりました。

○ 委員長

どうぞ。

○ 榎井委員

それで、これは一番長いという返済の期日の、質問では、昨日、平成33年までの人がおられると、飯塚市の御答弁だったんじゃないかと思えます。穂波町ではそういうことで、1件1件対応策ができていのかどうか、これは一番長い返済期間はあと何年ぐらい向こうなのかというのがわかりましたら御答弁願います。

○ 穂波支所地域振興課長

一番長い人で平成30年度が1人おられます。それで、それぞれの貸付年度で違いますので、その点については資料を持ち合わせておりません。

○ 榎井委員

1件1件丁寧に見てもらって、そして、一括した対策というようなことでなくて、この人はどう、あの人はどうというような対策、それから、保証人の方もかなりおられるんじゃないかと思うんで、そういう方との相談も丁寧に対応をしていただきますようお願いをして、この件についての質問を終わります。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。次に、「認定第25号 平成17年度穂波町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑に入ります。本件歳入歳出を一括して質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。次に、「認定第26号 平成17年度嘉

穂郡町公平委員会事務特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑に入ります。本件歳入歳出を一括して質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:42

再 開 13:42

○ 委員長

委員会を再開いたします。これより旧穂波町についての討論・採決に入りますが、討論・採決は各会計ごとに行います。最初に、「認定第21号 平成17年度穂波町一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を許します。討論はありませんか。

○ 楢井委員

昨日もお願いしておりましたように、この決算認定には反対なんですけど、反対討論は本会議でさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお取り計らい願いたいと思います。以上です。

○ 委員長

ほかに討論ありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第21号 平成17年度穂波町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の議員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、「認定第22号 平成17年度穂波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を許します。討論はありませんか。

○ 楢井委員

認定第21号と同じく、この認定には反対をしたいと思います。それで、反対討論につきましては本会議で行うようにさせていただきたいと思いますので、よろしく願います。

○ 委員長

ほかに討論ありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第22号 平成17年度穂波町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の議員は挙手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、「認定第23号 平成17年度穂波町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第23号 平成17年度穂波町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、「認定第24号 平成17年度穂波町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を許します。討論はありませんか。

○ 楢井委員

これは21号、22号と同じように反対をさせていただきたいと思います。反対の討論につ

きましては本会議でまとめさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第24号 平成17年度穂波町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の委員は挙手願ひします。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、「認定第25号 平成17年度穂波町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第25号 平成17年度穂波町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、「認定第26号 平成17年度嘉穂郡町公平委員会事務特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第26号 平成17年度嘉穂郡町公平委員会事務特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 13 : 47

再 開 14 : 00

○ 委員長

委員会を再開いたします。それでは、旧筑穂町の審査に入ります。「認定第27号 平成17年度筑穂町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「認定第33号 平成17年度筑穂町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの7件を一括議題といたします。まず、監査委員の審査意見書、平成17年度飯塚市歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書と記載のある冊子の筑穂町1ページから筑穂町41ページまでの質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですので、監査委員の審査意見書、旧筑穂町分に対する質疑を終結いたします。次に、議題中「認定第27号 平成17年度筑穂町一般会計歳入歳出決算の認定について」の質疑に入ります。各款ごとの質疑に入ります。まず、第1款議会費から第4款衛生費、57ページから87ページまでの質疑を許します。なお、質疑をされる際には事項別明細書のページ数と費目を示して質疑をされますようお願いいたします。まず、質疑事項一覧表に記載されております楡井委員に質疑を許します。

○ 楡井委員

赤水処理の経過と今後についてということで、これ費目がよくわかりませんので申しわけありませんですが、これについてお聞きしたいと思います。私たちこの問題については全くわかりません。どういうことなのか。これで、この水処理の経過とか、今後の問題とか、それから、これが住民の日常生活や公害、鉱害の問題などに何か関係してこないのかどうか、そういう点

についてだけひとつ御説明願います。願います。

○ 筑穂支所地域振興課長

それでは、赤水処理場の経過につきまして、最初に申し上げたいと思います。筑穂町には赤水というのがあったんですけども、昭和45年に嘉穂炭鉱が閉山いたしまして、大量の湧水とともに大量の赤水が発生しております。溶解性含有量でいいますと、鉄の含有量です。失礼しました。現在の国の基準では10ppmを基準としておりますが、当時240から240ppmあったと言われております。そのため、日鉄鉱業では、隣地石炭公害復旧法の農地等復旧工事によりまして昭和52年に現在の赤水処理場を完成させております。それから、その以後、平成13年度にも自動監視や既設設備の更新などを改善しておるところでございます。日鉄鉱業では、石炭六法が平成14年3月末に終息したことや、平成3年の石炭公害審議会の答申、すなわち、その答申の中では、その市町村が引き受けることが適当であると、そういうことをもとに現在、移管要請をされているところでございます。そこで、旧筑穂町におきましては、会社が存続している間については、その会社の責任において管理すべきであるということを基本的に、維持管理費が膨大であること、あるいは地震等の災害が起こった場合の対応などを考慮して、受け入れない旨の回答をしているということでございます。以上でございます。

○ 楡井委員

先ほどもお聞きしましたけども、これが鉱害とか住民の日常生活には全く影響ないというような判断なのかどうかをあわせて答弁いただきますようお願いいたします。

○ 筑穂支所地域振興課長

鉱害の問題ということでございますけども、要するに、赤水が発生をしておる関係上、その処理を引き続きその管理をしていただかないと、処理をしないと赤水というのは発生いたします。旧筑穂町では当然のことですけども、そこを管理しております日鉄鉱業に対しまして引き続き管理をしていただきたいと、鉱害が発生しないように引き続き管理をしていただきたいと云ってきたわけでございます。

○ 楡井委員

鉱害、炭鉱の跡から出てくる赤水というものそのものが鉱害なんだという位置づけで、そして、年間の運転管理費ですか、これが3,500万あるというようなことから、また、さらに、説明のありましたように、いろんな災害などでこの施設が壊れたときに、その補修費などが大変だということで、会社、日鉄鉱業ですか、これがある間は筑穂町としては受け取れないというようなことだというふうに理解をしていいのでしょうか。

○ 筑穂支所地域振興課長

今、議員さんが言われましたとおりでございます。

○ 楡井委員

結構です。

○ 委員長

次に、明石委員に発言を許します。

○ 明石委員

私、コミュニティバス運行の費用の内容を、これは資料の3ページですけど、他の町とちょっと内訳が詳しく書いてありますので、この内容だけをちょっとお伺いしたいと思っております。

○ 筑穂支所地域振興課長

ただいまの御質問につきましては、コミュニティバス運行状況のその費用の中身についてということでございます。全体で1,652万1,750円を支払っております。これは17年通算です。その内訳といたしまして、筑穂町支払い分が1,239万1,311円、それから、新市の暫定支払い分が413万439円という支払いをしております。

○ 明石委員

これは、合併後に新市暫定支払いはしたということですか。そういうことですか。

○ 筑穂支所地域振興課長

はい。委員さんの今質問の内容につきまして、要するに、合併後413万439円払ったのが、金額が多いということで理解、そういう意味のあれです。御意見ですか。

○ 委員長

違う違う。(発言する者あり) そげん心配せんでいき、合併後に払うたかどうか知りたいわけたい。先の心配せんでいいがね。

○ 筑穂支所地域振興課長

済いません。大変失礼しました。そのとおりでございます。

○ 明石委員

わかりました。それだけです。

○ 委員長

次に、楡井委員に発言を許します。

○ 楡井委員

ページ数で言えば73ページに当たります。重度障がい者の方たちへの問題です。資料の18ページを見ていただきたいと思いますが、これはあしたの、まとめて庄内のとこでやらしていただくということで、今日のところは見送りさせていただいてよろしいでしょうか。せっかく質問に対する答弁をやっておられるでしょうけども、庄内の数字が非常に典型的なもので、そこで質問をさせていただきたい。よろしゅうございますか。

○ 委員長

それはいいですよ。次行ってください。

○ 楡井委員

次もやっぱり同じ。

○ 委員長

次も庄内いきます。

○ 楡井委員

はい。

○ 委員長

じゃ、次の生活保護行ってください。これは早う終わっていきますよ、庄内まで。

○ 楡井委員

それでは、79ページに当たります。79ページに当たるんじゃないかと思いますが、旧市町別の保護率は庄内に次いで筑穂町は低いんです。これは全国的な傾向となっていないという関係にあります。平成16年で比べて0.1%ぐらいの下がりなんですけれども、世帯数は、これはふえておるわけです。したがって、筑穂町の世帯数は、生活保護家庭の世帯数がふえているのに、保護率というのがほとんどふえてないどころか、若干下がっているという意味で言えば、筑穂町の世帯が全体としてふえているかどうかということになるんじゃないかというふうに思いますけれども、そこ辺の数字上の説明をお願いしたいと思います。

○ 保護1課長

17年度の筑穂町の生活保護につきましても、実施機関が福岡県嘉穂保健福祉環境事務所でありましたことから問い合わせましたところ、町ごとには、そういう数字については掌握できていないということでありました。以上でございます。

○ 楡井委員

これは朝の穂波の関係と同じような答弁なんです。それで、もう1点お聞きしますと、これも同じ答弁になると思いますけれども、そうなってくると指摘だけということになるかもしれま

せんが、申請件数と開始件数を比べると、やはり認可されなかった件数が平成16年度まではずっと減ってきたのに、平成17年は昨年の倍近い数字になっているわけです。その原因がわかると、住民の方たちの暮らしの内容の一たんも知ることができるんですけども、これについても全然わからないということになりますですかね。

○ 保護1課長

申請件数、開始件数の差につきましても、年度ごとばらつきがあるようでございます。この件につきましても町ごとには掌握はできていないということを知っております。以上でございます。

○ 楡井委員

そうすると、当然年代別の分類もわからないということになってくると思います。それで、ぜひ、8町分の統計があるというふうに思うんで、8町分のそういう統計を手に入れていただいて、私どもの方へお届け願えれば幸いです。どうぞそういう取り計らいにさせていただきますようお願いいたします。

○ 保護1課長

今回4町分を資料をいただきましたので、次には8町分も含めまして17年度分を議員さんにお届けしたいと思っておりますので、しばらく時間をおかりしたいと思います。よろしくお願いたします。

○ 楡井委員

それで結構です。

○ 委員長

次、もう一つ、6番目。

○ 楡井委員

ページ数で言えば81から82にかけてです。6目の1節ということになりますか、先ほどから、昨日、飯塚、そして、先ほど穂波の質問の中にもありました生活実態調査、このことなんですけども、この金額は穂波よりも随分多いし、飯塚と余り変わらないんじゃないかなというふうには思うんです。これで、この実施の日づけは大体7月の初めじゃないかと思うんですけども、これは何人ぐらいでされたのか、何件ぐらいされたのか、先ほど穂波では45件、3人でしたか、というような人たちで調査したということになっておりますけど、これは何人で何件ぐらいを対象にしてやられたのかをお聞きしたいと思います。

○ 筑穂支所地域振興課長

お答えいたします。先ほど穂波の話ではたしか45件というお話があったと思いますが、筑穂町では65件の調査を行っております。

○ 委員長

何名。何名で行ったか。

○ 筑穂支所地域振興課長

失礼いたしました。世帯数が65世帯、調査員は3人で、協力員も3人でございます。以上でございます。（発言する者あり）失礼しました。協力員は4人でございます。

○ 楡井委員

それでは、ページ数は76ページになるんですか。19節、76ページの19節、3目19節というところです。負担金補助金というのが73万6,000円あります。今度の決算書は穂波も同じですけど、備考の欄に説明がないもので、一つずつ聞かないかんという面倒くささもあるんですけども、ひとつ説明をしてください。お願いします。

○ 委員長

ちょっと待って、今とは保育所費のことを言ってるんですか。76ページやったら。

○ 楡井委員

そうですね。ちょっと混乱しましたね。

○ 委員長

76ページ、通告外でやってもいいですけど。

○ 楡井委員

76ページのことを説明してください。

○ 委員長

ほんなら通告外で受けましょう。

○ 筑穂支所地域振興課長

この19節につきましては、就園補助金でございます。児童数が27名で、全体が27名の児童数で、19件でございます。以上でございます。

○ 楡井委員

これは同和関係の人だけというふうに理解をしいいんでしょうか。

○ 筑穂支所地域振興課長

委員さんが言われるとおりでございます。

○ 楡井委員

次に、81ページの、これも19節になりますけども、262万9,000円という支出があります。これの内容の説明をお願いします。

○ 委員長

2,600やろ。

○ 筑穂支所地域振興課長

19節の関係の明細について説明をいたします。嘉穂郡同和対策推進協議会負担金が5万1,200円、同和対策事業負担金が290万5,000円、財政対策推進負担金が7万円、解放同盟筑穂町協議会補助金が1,450万円、全日本同和会筑穂協議会が267万2,000円、事務所移転に伴う補助金が600万円、出産費補助金が7万2,000円、集会、研修会等の負担金が1万円でございます。以上でございます。

○ 楡井委員

これに関して、今言われなかった金額がもうこれ以外はないのかなと思うんですけども、解放同盟の地協や同和会の嘉鞍地協ですね、上部団体への補助金はありますか。

○ 筑穂支所地域振興課長

解放同盟筑穂町協議会の補助金につきましては、1,450万の387戸でございます。それから、全日本同和会につきましては、267万2,000円の65戸の決算となっております。上納金については、解放同盟は別予算になっておりまして、この中では計上されておられません。

○ 楡井委員

この節にない負担金補助金というのが別にあるというようなお答えのようですが、2つの地協への補助金といいますか助成金、これは別の項目か節か出てくるわけでしょうか。

○ 筑穂支所地域振興課長

嘉山地協につきましては、一応290万5,000円、先ほど申し上げましたですけど、同和対策推進事業費負担金の中で290万5,000円計上されています。その中の中身が嘉山地協の分が233万円、それと解放センターの運営負担金が57万5,000円でございます。それと、上納金という今お話をされたんですけども、町協の場合は直接県連の方に上納をしているということを聞いております。

○ 楡井委員

筑穂町協から嘉山地協への上納じゃなくて、県連の方に直接という意味ですか。そうすると、地協への筑穂町としての負担金といいますか、助成金といいますか、これは先ほど言われたよ

うに290万5,000円、そういう金額ですか。それから、解放同盟の地協の方への上納金は幾らになってるのか、詳しくもう少しはつきりお答え願いたいと思います。

○ 委員長

暫時休憩します。ちょっとようと整理してください。

休 憩 14:22

再 開 14:28

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 筑穂支所地域振興課長

それでは、御説明を申し上げます。予算書の81ページですか。先ほど申し上げました内訳につきましては、人権同和对策総務費の19節負担金補助及び交付金の支出済み額2,629万3,200円の内訳を申し上げます。先ほど委員さんが言われましたように、290万5,000円が嘉山地協の方に出る金額でございます。それと上納金につきましては、町のいった分といいますか、決算書から上納が上がったということは事実ございません。

○ 楡井委員

今、解放同盟地協への290万5,000円というのはわかりましたが、同和会の地協への助成金、これはないんですか。2,629万3,200円の中に、同和会嘉鞍地協への補助金、助成金はないんですか。

○ 筑穂支所地域振興課長

委員さんが今言われました件につきましては、筑穂町では支部の分だけでございます。

○ 楡井委員

解放同盟にはあって、全日本同和会の方にはないということですね。それでは、この町協の決算書の方にちょっと入らせていただきますが。解放同盟の町協の会員数がまだわからないんです。これ先ほど387戸というふうにとちょっと言われたような感じがしますが、それでいいかどうか。それから、収入の部というところに、繰越金と助成金と雑収入という3つの項目しかないんですが、これは解放同盟筑穂町協議会というのは、会費を全然取ってないんでしょうか、ちょっとその点をお聞きします。

○ 筑穂支所地域振興課長

まず件数でございますけど、387戸でございます。それと、当初少し御説明を申し上げたんですけども、実は筑穂町の協議会、支部の方なんですけど、支部につきましては一応別に決算書がございまして、それは筑穂町議会の財務決算書というのがございます。これは同盟費と解放新聞等の決算書でございまして、その中に先ほど言いました387戸の各戸数からそれぞれ同盟に通していただいている、あるいはその解放新聞としていただいている部分について、その計上がされている会計が別にございます。以上でございます。

○ 楡井委員

そうすると、決算書が二通りあるということになるわけですね。どう言いますかね、こっちが表に出してる分、それから今ここに出てきてない分が公表できない分というような、ですね、補助金を出している団体なんです。その補助金を出している団体の決算書が、これと言えば補助金でこれだけ使いましたということにしかならない。決算書というのはその1年間のその団体の運動の結果でしょう、運動を支えた財政的な裏づけが出てくるわけですね。今私たちは決算を審議しております。これはやっぱりこの1年間、平成17年という1年間、飯塚市がどういう運動をしてきたんだと、どういう活動をしてきたんだと、そういう内容として今審議しているわけです。こんな資料はやっぱりだめです。出し直していただかなきゃ審議になりませんですよ。第一、会費のない、まあこれだけ見ればですよ、会費がないような団体というのがあるんですか。ちょっとこれは、委員長、どういうふうにしたらいいか、こりゃあもう審議

にならないです。

○ 委員長

ちょっと暫時休憩します。

休 憩 14 : 33

再 開 14 : 40

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 筑穂支所地域振興課長

ただいま委員さんが言われましたように、いろいろ問題があると思います。決算書につきましては、歳入の同盟費で入った金額をまた歳出の方で同額を出しているという状態でございます。今後の対応につきましては、今日言われました意見を十分考慮しながら対応したいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

○ 楡井委員

211万でしたか、会費が、収入がそのままストレートに上部団体に上がっていくということで、町協の方には残らないと。これもまたおかしな話なんですよ、本来。私たち共産党ですから共産党の党費を納めますけど、支部が幾ら、地区が幾ら、県が幾ら、中央が幾らという形で分けて活動費の一端にします。これはどこの団体でも同じじゃないかと思うんです。皆さん方、おなじみでありますかどうかわかりませんが、全生連という組織がありますでしょう、生活保護者の人や体の弱い人やそういう人たちが主に入っている組織団体ですよ。ここだって会費をきちっと取って、自分たちのところ、それから県、中央という形で会費を上納して、その会費で運営しているんです。そういうようなことからして、筑穂町協が自分たちが受け取った会費を丸々県の方へ上納するというのもまたおかしな話です。そうなってくると、当然筑穂町協の運動はこれはもう補助金頼りということになってしまうでしょう。補助金がなければあの団体は動きませんよ、これ、一步も動かない。それから、小さい話ですけど、13番に渉外費というのがありますね、寸志、慶弔金、見舞金とこうあります。お葬式のときの慶弔費、出産か何かのお祝い、こういうことです。これは会費から全然出てないんです。これは全額税金ですよ。筑穂町協の会員さんに我々が何で慶弔費を出さないかんですか。そういう理屈になるでしょう。こういうのが団体として存在していると。それを町が許しているということについては、まったくもうこれは理屈に合いません、本当言うて。それから、211万なにがしかの会費が上納されるというふうに言いましたけど、これは町協への上納ですか、それとも県連への上納ですか。

○ 筑穂支所地域振興課長

上納につきましては県連の方に上納しております。

○ 楡井委員

その会員さんから集めた会費は県連の方へ直接上納されているということで、地協には入っていないということで確認をしておきます。そういう意味で、こういう二重帳簿的な内容が出てきているということについては、これは断固改めていただきたいというふうに思います。それから、これも答えがなかなか出てこないというふうに思うんですが、あえて聞かせていただきます。解放同盟や同和会、これの町協、それから特に地協に対するこの290万5,000円、これの支出の理由は何ですか。町協の分は曲りなりにも町の段階の中で活動もし、人権同和の推進のために一緒にやっというふうなことで納得はするにしても、この地協への負担金というのがいまいまた納得がいけないと思います。これまたどういふふうな形で決まってきた金額なのか。そして、同和会の方には何で行ってないのかということについて聞かせてください。

○ 筑穂支所地域振興課長

お答えをいたします。まず、人権同和問題についてのその施策を積極的に行ってもらおうと。

そのお金もその他関係のある所と密に連絡をとりながら、いろんなことを一緒になってやっていくという趣旨でございますけども、その積算基礎になるものについてはございません。

○ 楡井委員

先ほど穂波のときに討議しましたように、監査の監査委員が二人の町長さんがなっているというようなこともありまして、これは町長さんの間で、町長会か何かで地協の負担金というのが決められたんじゃないかというようなふうにも考えられますけど、それはありませんか。

○ 筑穂支所地域振興課長

その件につきましては、ちょっと私の方では一切把握をしておりません。

○ 楡井委員

それでは、その290万5,000円というのはだれがどこで決めるんですか。

○ 筑穂支所地域振興課長

範囲につきましては、予算に定める額というふうになっております。

○ 楡井委員

ちょっと今説明がわかりにくいんですけど、もう一度お願いします。

○ 筑穂支所地域振興課長

金額については、先ほど言いましたように根拠になるものはございません。それと、どう言いますか、予算の総額については現在その当該年度に定めた予算の範囲の中で支出をするということになっております。

○ 楡井委員

その予算というのは、嘉山地協のこの04年の決算書がつけてありますけど、嘉山地協の予算の範囲という意味なんでしょうか。それとも、筑穂町の予算の範囲ということですか、どちらですか。

○ 筑穂支所地域振興課長

旧筑穂町予算に定める予算の範囲内でございます。

○ 楡井委員

非常にあいまいな比喻の仕方で、先ほどは基準がないというふうな説明もありましたけど、まあそれはそれとして。次に、同和会の方の決算書を見ていただきたい。13ページですね。ここに、地協負担金というのが70万円あります。その次々ページに、15ページに、同和会の嘉鞍地協の決算書がありますが、ここにもこの筑穂支部協議会というところから上納されたであろう70万円が地協の収入には計上されていなくて、51万3,000円という助成金のみ書いてあるんです。したがって、この70万円の行方はどこに行ったんでしょうか。

○ 筑穂支所地域振興課長

まことに申しわけありませんが、内容については把握しておりません。

○ 楡井委員

この同和会の方の17年度の決算書を見ると、285万と書いてあるんです。補助金です。――失礼しました。267万2,000円ですね、町からの補助金。これは前年度と変わっていません。1人当たりの人数にすると4万1,000円というようなことにもなるんでしょうけども、この267万2,000円の補助金と会費月額200円ですね、65戸、12カ月分、15万6,000円。そのうちの70万円というのは、これは15万6,000円を丸々引いたにしても54万4,000円ぐらいですか。これは税金に当たると思うんです。それが行方不明なんです。この決算書からだけ見れば、どう考えられますか。

○ 筑穂支所地域振興課長

内容については、まことに申しわけありませんが、わかりません。

○ 楡井委員

この上納金の行方不明問題については、昨日もたしか聞いたと思うんです。それを聞いてか

ら、あら、うちから出した決算書、どうかなというふうに考えてみませんか。私も穂波町の議員でしたから、この決算委員になってもう悔やみたいですよ。1市4町の分を全部見らないかんですよ。当然全部見きりません。本当言うたらもう質問をやめて帰りたいぐらいきついです、本当。しかし、市民に対してそれは責任を果たせんですよ、そういうことでは。だから、私昨日の質問をやった後、家に帰ってやっぱりどうだったかというのを反省します。それで、その結果を今日に生かす。いうふうな態度なんです。そういう態度なんです。だから、昨日の質問を聞いていたら、少なくとも自分の担当で幅は非常に狭いじゃないですか。せめてこのくらいぐらいの疑問に答えるぐらいの調査はやっとなかないかんじゃないでしょうか。昨日、ある部長さんは早速今日の質問のために相談にみえました。どうしても事前通告をしてない質問に対しては、やっぱり今朝何人かの課長さん、係長さんにも質問して聞いて、今日の答弁に反映させるようお願いしています。しかし、皆さん方からこの質問に対しての、どういうこと、内容が質問されるかというようなことは全然尋ねておみえになりません。こんな状況で本当にいいんでしょうか、飯塚市。本当言うたら、これ決算の審議にならんとするんですよ、委員長、こういう状況では。——このぐらいにしとけということであれば、まあ課題を残したと、議員さん方がこれに賛成するかどうか、これはまた議員さんの判断もございましょうけど。そういうことを強く指摘しておきます。来年度は、これはもう全市一本になりますから、あ、これはまた違いますかね、いろいろ団体が残ってますよね、これまた明日の課題になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひますが。ぜひ来年からはこういう同和事業を全面的に見直して、やめるところはやめてしまうというふうに検討もしていただきたい。間もなく予算組みに入っていくと思うんで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。ほかに質疑はないようですから、第1款議会費から第4款衛生費までの質疑を終結いたします。次に、第5款労働費から第9款消防費、88ページから106ページまでの質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、第5款労働費から第9款消防費までの質疑を終結いたします。次に、第10款教育費から第14款予備費、107ページから130ページまでの質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております柴田委員に発言を許します。

○ 柴田委員

117ページ、10款教育費、3目の図書館費、18節備品購入費の状況の中からお尋ねいたします。筑穂町は昨年度からこのブックスタートという事業を実施されました。本当に他町のことでありながら、本当にこの運動は、ブックスタートということのをされまして嬉しく思ったわけなんです。赤ちゃんからの情操教育、そういう状況の中で本をプレゼントしてあると思ひますが、このブックスタートの実施状況と今後のまた実施についてお尋ねいたします。

○ 図書館長

お答えいたします。平成16年4月1日以降に出生した旧筑穂町に住所を有する生後3カ月から4カ月の乳児及びその保護者を対象にブックスタート事業を実施しております。平成17年度の事業対象者は71名で、5月、7月、9月、11月、1月、2月の年6回、健康福祉総合センターにおいてブックスタート事業を実施いたしております。乳幼児への実際の読み聞かせをしながらブックスタート事業の意義を伝えながら、ブックスタートパック、絵本2冊、絵本リスト、それから図書館バック等を保護者に手渡すもので、参加者は43名で参加率は60%でした。予算額は11万9,000円で、執行済み額は9万6,320円です。ちなみに1人当たりの単価は約1,400円でございます。以上でございます。

○ 柴田委員

これは、旧飯塚市においても何度も先輩議員も質問を議会でいたしましたし、私もさせていただきましたが実現できませんでした。これは、イギリスから始まったブックスタートと言って、本当に生まれてきた赤ちゃんに抱っこしながら本当に本を読み聞かせ、心豊かな赤ちゃんを育て、子どもを育てていこうということで始まっているものです。本当に、今後新市となっておりますが、ぜひこれを引き継いでいただきたいなという思いがいっぱいでございます。この赤ちゃんに本を読んであげるといことは母親を育てることでもあると思います。今、母親が子どもを殺したり、今いろんな事件が目の前に、新聞に載ってまいります。本当にこれは親子ともに成長していくためのすばらしい教育ではないかと思えます。私は、個人的にはこれは母子手帳をいただくときに、お母さんに本を贈呈して、そしてまだ赤ちゃんが生まれていると忙しくなりますので、生まれてくる前にしっかり自分が読みきって、おなかの赤ちゃんに読み聞かせて、していただけるような状況になっていくことが望ましいなと思えます。お聞きしましたら、新市になったら1,100人ぐらい子どもさんが平均的に毎年生まれるということで、その費用も165万ぐらいかかるということをお聞きしました。でも、今からのこの子育てにおいて、この165万は高いでしょうか。大変なことじゃないかと思えます。ぜひ、決算ではございますけれども、次の予算に引き継ぐためにも本当にこの事業が、筑穂町から今始まっておりますけれども、ぜひ引き継いでやっていただきたいなあとということを希望いたしておりますけれども、今後の状況はどうでございましょうか、お尋ねいたします。

○ 図書館長

お答えいたします。今後についてでございますが、本市といたしましては、読み聞かせ講座やお話し会の開催、児童書の充実などの環境整備に努めてまいりたいと考えております。ブックスタート事業の大切さも十分に理解できますけれども、図書館としてはさまざまな絵本の出会いによる親と子が触れ合う機会の提供が大切だというふうに考えております。また、今後につきましてはやはりブックスタート事業も課題であると考えておりますので、その辺御理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

○ 柴田委員

本当にこの近くでも直方市、それから宮若市、鞍手町、小竹町、まだそのほかずっと近くにあると思えますが、そういうところも実施しておるわけなんです。そして、そういうことがあって、まだこのところにも実施され、まあ今から新市としての取り組みだと思えますけれども、ぜひこのことをお考えになっていただいて、実施していただけることを要望して質問を終わります。

○ 委員長

次に、楡井委員に質疑を許します。

○ 楡井委員

社会教育費ということで、119ページに当たります。これも同和絡みでございまして、大変お聞き苦しいかもしれませんが、ひとつ御辛抱願います。8節の内容について御説明いただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。119ページの、まあ資料で言えば9ページの資料ですが、よろしく願いいたします。

○ 人権同和教育課長

8節報償費について御説明いたします。報償費の内訳につきましては、同和問題を初めあらゆる人権問題について広く地域住民の教育、啓発を行うことによって、人権問題について正しい理解と人権意識を高め、差別のない明るい人権まちづくりを推進するものです。報償費の内訳につきましては、解放学級の講師謝礼金といたしまして111万8,000円、それから、かがやきの会、これの開催に伴います講師等の謝礼金22万4,000円、それから教養学級講座、これに伴います講師の謝礼で21万円、それから珠算教室、茶道教室等含めまして

63万9,000円、茶道教室9万9,000円等でございます。これが報償費の主なものでございます。

○ 楡井委員

この119ページ、10目、これも解放子ども会推進費というふうなことになってますね、これで資料にもその点あるんですけども、よその町、よその自治体、旧では、解放子ども会推進費という形で、目に予算化されているというようなところは私見かけなかったように思うんですが、飯塚市、穂波町、庄内町、颯田町、この1市3町に旧1市3町に、この解放子ども会推進費というふうな目があったかどうか、節の方ではいろいろあったのは承知しております。

○ 人権同和教育課長

他町におきましては、解放子ども会の目はございませんでした。

○ 楡井委員

筑穂町の場合はそういう意味では目にまで計上して、非常に取り組みが強まっているんじゃないかというふうに思います。それで、他の旧自治体の解放子ども会の活動に比べて、ここの筑穂町の解放子ども会の活動の内容、成果というふうなことで、考えられる点は何かございますか。

○ 人権同和教育課長

筑穂町の解放子ども会の事業につきましては、同和関係など小中学校の対象として人権学級をはじめとする活動を行っております。差別に負けない、差別と立ち向かい、仲間づくりを推進し、命の大切さを学ぶことで人権について考えることを目的といたしております。解放子ども会につきましては、小学校2校、中学校で開催をいたしております。そのほか——以上です。

○ 楡井委員

最後の方が何か言いかけて、ああもうやめたというような感じで終わったんじゃないですか。あのですね、私はそういう事業の内容、取り組みの内容は、ほかの自治体でもやってるんです。同じような内容を。これはもう私も認めます。しかし、どこの地区も、どこの旧自治体も目にまで予算項目を上げて、そしてやってるところというのはないというふうにお答えになりましたよね。ですから、目にまで上げて重要視している子ども会の活動、解放子ども会の活動、これがよその自治体と比べてどういうふうな面で、今言った事業の成果があるのかということをお聞きしたいわけなんです。だから、ほかのところは節なんです。——節じゃなかった、項か、ちょっとよくわかりませんが。とにかく目じゃあないんです。ずっと下の方なんです。目にまで、款、項、目と3つ目に大きいんですね、まあ大きさの割から言えば。ですから、そういうふうなところに位置づけて同じようなことをやって、どういうような成果があらわれているのかということをお聞きしたいわけなんですけど。御答弁できたらお願いします。

○ 人権同和教育課長

筑穂町につきましては、人権同和啓発につきましては、やはり町を挙げてこれを推進してきたという経緯があるかと思えます。そして、やはり人権のまちづくり、それから子どもたち、大切な子どもたちでございます。今解放子ども会あたりが小学校、中学校で開催をされております。そして、この開催される事業、そのほかの取り組みによりまして、学校あたりの中についてもすごく落ちついてきたと、子どもたちが落ちついてきたというふうな話を聞いております。今までいろんな問題が起こってきた学校の中でも、そういう部分が少しずつおさまってきたというふうにお聞きをいたしておるところでございます。

○ 楡井委員

こういうときの私のような質問に対する答弁は数字なんです。大切なのは、今言ったようなことは現象面でしょう。それが一つあっても今のような形になるわけです。だから、例えば、学業のためにいろいろやっておられるということであれば、学業の点数が何点から何点に上がったとか、それはないにしても穂波町に比べて何点いいとか、そういう数字が成果をはかる一

つのバロメーターなんです。先ほどから数字を余り言っちゃあいかんとか言ってますけど、こういう成果は数字で示さないかんと思うんです。そういう数字は掌握されておられないでしょう。おられないですね。だから、何で目にまで上げているのか、何で節で終わっているのか、そういう点はやっぱり正確に理解をして、確かに合併のときの流れがありますから仕方ないと思いますが、そういうふうな視点で物事を、決算を、予算をまた見ていかないかんというふうに思いますので、今後ともそういうふうな物の見方をしていただきたいというふうに思います。次いで、この資料の8ページと9ページのそれぞれ右下を見ていただきたいと思いますけれども、これはいわゆる人権同和対策関係予算総括表というような名称の資料ですから、右下の数字は歳入決算経費として1,864万6,000円余りが記入してあります。それから、下のページといえますか、9ページの方には歳出決算計ということで、8,576万3,000円余りが記入してあります。それで、この上のページ、8ページの歳入決算というのがここに書いてある、いろいろな、主には県の方からの歳入だと思うんですけど、歳出はそれも含めた金額ということじゃないかと思うんです。それで、この差が引き算するとわかるんですけど、歳出の方が6,711万7,000円ほど多いんです。この金額は全部単費といえますか、町の持ち出しということに、そういうふうな理解でいいでしょうか。

○ 筑穂支所地域振興課長

そのとおりでございます。

○ 楡井委員

そのとおりということですから、6,700万が持ち出し。6,700万の中には、先ほど、ご報告のあったように1,450万とかそれから290万とか、そういうようなお金は入っているということでもあります。今言った6,711万というのは、ほかの4町、1市3町にも全部ありますので、そういう見方でいいんだということに理解をしておきたいと思います。この件については以上です。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

ほかに質疑はないようですから、第10款教育費から第14款予備費までの質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

休 憩 15 : 15

再 開 15 : 25

○ 委員長

委員会を再開いたします。次に、歳入についての質疑に入ります。第1款町税から第21款町債、11ページから56ページまでを一括して質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されています楡井委員に質疑を許します。

○ 楡井委員

市税の滞納といえますか、滞納対策のところからですか、ここをちょっと行かせていただきます。よろしくお願ひします。これは、不納欠損でしたか、これは1,186万円ぐらいあったんですかね、これ。国保税が7件で390万ぐらいなかったかと思いますが、これ資料の何ページになるんですかね。——ちょっと途中までしよりますけん、7ページですね。

○ 委員長

これは住宅使用料ばい。

○ 楡井委員

いやいや、上の6ページです。ごめんなさい。

○ 委員長

6 ページね。

○ 楡井委員

差し押さえの状況の問題です。これ、市税の関係では13件、1,186万1,000円、そして国保税の関係が7件、これが390万円、合わせて13件ということですから、午前中穂波のことでお聞きしましたように、国保税の7件というのはこの13件の中にすべて含まれているのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○ 納税管理課長

そのとおりでございます。

○ 楡井委員

差し押さえの金額もこれは穂波の800万に比べれば随分多いというふうに思うんです。そういう意味からして、1件120万を超すということですが、この回収状況といいますか、解決のための展望というのが見えているのでしょうか、ちょっとその点をお聞きいたします。

○ 納税管理課長

先ほど穂波支所のときも申し上げましたけども、精いっぱい努力いたしたいというふうに思っております。以上でございます。

○ 楡井委員

それでは、これ差し押さえの措置をとった時期、いつごろこういう措置をとったのかをお聞きします。

○ 納税管理課長

現在、差し押さえはもうここ何年とやってきております積み重ねの数字でございます。以上でございます。

○ 楡井委員

その積み重ねの数字なんですけども、いつごろからこういうふうなことをやり始めたのか、例えば10年前からやり始めて今もってこういう状況だということでは、全然進展してないんじゃないかという指摘もできるし、去年から始めて去年は3,000万だったのが今年は1,500万円に減りましたということであれば、今後の展望も開けてくるということなんです。ですから、そういう意味で、いつからこういう措置をとり始めたのか、そのことを明確にさせていただきたいと思っております。

○ 筑穂支所総務課長

お答えいたします。資料の期間差し押さえというのがありますけど、この分が当該年度に押さえた分でございます。そして、差し押さえ解除並びに解除納入、この分が当該年度に対応した分で、当初差し押さえの分が以前から対応している分でございます。年度については調べておりません。

○ 楡井委員

それでは、当初差し押さえ金額というのがいつ始まったかというのはわからないということですね。これ900万円ですね、このときは。それから、この差し押さえ期間中というのがあって、解除した金額、解除納入した金額、ここをずっとこう横に見ていって、現在1,500万ということなんですけど、これで行ったら差し押さえ金額がどんどんふえていってるといふふうに見えるんですけども、そういう理解じゃあないんですか。

○ 筑穂支所総務課長

御指摘のとおりふえておりますけど、基本的には債権、給与等の差し押さえの欄がありますけど、預金等の差し押さえで、当該年度でかたのつく部分を主にやっております。

○ 楡井委員

私聞いているのは、初めから聞いているのは、この1,500万、現在ですね、現在差し押さえ金

が1,500万というのが、差し押さえて展望があるのかというふうにお聞きしているんです。当初が990万というのが、横に行つてふえたり減ったりしながらですけども、結局ふえてるじゃないかと、ですね。ですから、そういう意味でこの差し押さえをして解決の方向が見えてこないんじゃないかと。差し押さえをせんかったらもっとふえるとかというふうに言われればそうかもしれませんけれども。差し押さえをしてこういう状況だということについての評価といたしますか、どうなのかということなんです。だから、990万、これいつかわからないと、当初が、ということでありまして、そういうちょっと内容といたしますか、今後の展望といたしますか、これをちょっとはつきり聞かせていただきたい。

○ **納税管理課長**

当初の差し押さえの金額は、今990万ほど残っておりますけど、これは16年度末の金額でございます。これに対して、2番目の期間差し押さえ、この1,600万余りが17年度に差し押さえた金額でございます。その中で、差し押さえ解除というのが17年度に解除した金額ということです。差し押さえした金額の中で、解除納入というのが差し押さえをしたことによって、まあ176万が差し押さえによって納入してもらっております。その中で、残りについては分納誓約書等、今後の約束をしていただいて、1,000万円差し押さえております。それで、その残りが17年度末で1,578万1,000円ということで、差し押さえた金額よりも差し押さえ解除の金額が少ないものですから、ふえていってるといふ形になっております。以上でございます。

○ **委員長**

ちょっと暫時休憩します。

休 憩 15:33

再 開 15:35

○ **委員長**

委員会を再開いたします。

○ **楡井委員**

まあ、しつこい質問でから申しわけないんですけど、そういう意味では、最後、まあ最後といたしますか、どうするつもりなのかということ、差し押さえという強制手段だけで解決するものだろうかという疑問があるわけです。これは家賃の滞納も一緒です。法的措置ということだけで前進したというような評価がございますので、果たしてそれだけかなと。そうなってくると、飯塚市の皆さん方の努力が余り評価されない。これでは夜遅くまで頑張っておられる職員の皆さん方の努力を評価できないということになると思うんです。ですから、やっぱり自分たちの仕事を正統にきちんと評価する、それを議会も納得するというような状況をぜひつくり出していきたいわけです。そういう意味で聞いておりますので、こういう状況について前進を図れるような体制を、市長を先頭にして頑張っていただければというふうに思います。よろしく申し上げます。以上です。

○ **委員長**

続いて、どうぞ。

○ **楡井委員**

じゃあ続いて、住宅使用料について、資料のページは次のページ、7ページです。住宅使用料の収納が急速に悪化してきているんじゃないかというふうに思います。ただ、17年度のやつは打ち切り決算という関係がありますから、果たしてこの15年度、77%を超えるか超えないかはわかりませんが、この資料で見る限り低下しているというふうに考えられます。この原因は何かということについてお聞きいたします。

○ **委員長**

暫時休憩します。

休憩 15 : 38

再開 15 : 39

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 住宅課長

お手元の資料の7ページをお願いいたします。出納閉鎖期間までの徴収率を申し上げたいと思いますが、この資料には3月の25日の打ち切り決算までの数字が、平成17年度につきましては74.89%ですけれども、出納閉鎖期間の17年度最終決算では79.24%となっております。——済みません、79.27%でございます。以上でございます。

○ 楡井委員

それでは、結局16年度に比べれば2%強伸びているということになるわけですね。それで、こういう状況が続いておりますけれども、150万円ずつぐらい未収がふえていることになるんじゃないかというふうに思うんですが、そういう見方でいいでしょうか。

○ 住宅課長

ここに数字を見ますと、そういうふうな結果となっております。

○ 楡井委員

それで、150万ずつ未収になってるというふうに見まして、筑穂町の町営住宅は全部で187戸という資料がございますけれども、それでよろしいでしょうか。

○ 住宅課長

はい、そのとおりでございます。

○ 楡井委員

そうすると、毎年こう187戸の人たちが150万円ずつの未納が出ているということになりますから、非常に戸数的には少ないんですよね、ほかのところから比べて。ここは持ち家がかなり多くて、町営住宅、公の住宅の比率が非常に少ない町だというふうに聞いております。それで、そういう状況の中で、町営住宅そのものは、ああこれは今は市営住宅ですけど、町営住宅そのものは187戸ということで、滞納が150万。そういう意味では、完納をされているところが随分多いと思います。滞納を持っている戸数が非常に少ないんじゃないかというふうに考えられますので、そういう意味ではきめ細かな徴収活動、徴収業務ができるんじゃないかと思うんです。そういう意味では、現在使用料等にかかわっている職員の方は何人おられますでしょうか。

○ 住宅課長

使用料につきましても徴収業務につきましても、本庁の方で総括的に取り組みをいたしております。職員については、滞納の職員は2名でございます。

○ 楡井委員

それで、この完納が80%を完納をしているわけですから、残りは16件か17件か、まあ20件前後の数字になるんじゃないかというふうに思われます。ぜひ大いに頑張ってください、100%の収入を、町営住宅の徴収を100%上げて、その経験をほかの旧自治体の方へ、また新しい飯塚市の方へ、こういうことをやれば100%も行くんだよという、一つの方向といたしますか、典型をつくっていただければというふうに思います。そういう意味では、一番つくりやすい町じゃないかというふうに思いますので、その点を要望しておきたいと思います。よろしくをお願いいたします。以上です。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

ほかに質疑はないようですから、歳入についての質疑を終結いたします。これより特別会計

の審査に入ります。「認定第28号 平成17年度筑穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑に入ります。本件、歳入歳出を一括して質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されていますが、楡井委員に質疑を許します。

○ 楡井委員

(マイクスイッチ切) 資格証発行の資料を見ていただきたいと思います。筑穂町はこの資料によりますと、昨年まで資格証の発行が1件もありません。この17年度になってから資格証の発行ということで数字が上がってきております。今年この資格証を、まあ今年、失礼しました17年度です。17年度を資格証を発行された理由と伺いますか、初めて発行するわけで、どういう理由で発行されたのかについて説明をしていただきたいと思います。

○ 筑穂支所保健福祉課長

お答えします。この資料は、平成18年3月末現在で作成しているものです。旧筑穂町の保険証発行基準、これによりますと、納税相談などで滞納者の分割納付などの納付意思が確認された場合につきましては、1カ月の短期保険証を交付しておりました。合併後につきましては、保険証発行基準を統一した関係で、この資格証明書の40件の交付ということになったものでございます。以上です。

○ 楡井委員

新しく飯塚市になって、飯塚市でやっていた基準に基づいてこういうことになったということですから、これは合併によって今まで発行していなかった資格証が合併によって発行されたということのようでありますので、それをまず確認しておきます。次に、40人の人たちが資格証ということで、今保険証を持っておられない、短期証も含めて。この点についての何かこういうような、病院にかかることについての問題ということで、まあそういう問題は掌握されておりませんか。

○ 筑穂支所保健福祉課長

委員さんお尋ねの問題点なんですけれども、今のところそういうことは聞いておりません。ただ、納税相談等におみえになりまして、意思が確認できれば短期保険証という形で交付したいというふうには考えております。

○ 楡井委員

ただいま現在、今日ですね、今日現在でこの40人はふえておりませんか。

○ 筑穂支所保健福祉課長

現在の数字は把握できておりません。

○ 楡井委員

今まで0だった資格証、いわゆる保険証を持ってない人が40人もおるわけです。この40人といえますと、所帯数の比率からするとかなりの比率になるわけです。そういう意味では、そういう問題点がかかり出てきているんじゃないかというふうに、私自身がそういうのをつかんで御質問すればよかったかと思っておりますけれども、そこまで勉強も調査もできておりませんので、こういう聞き方になりましたこととお許し願って、御質問を終わります。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。次に、「認定第29号 平成17年度筑穂町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑に入ります。本件、歳入歳出を一括して質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。次に、「認定第30号 平成17年度筑穂町介護保険介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑に入ります。本

件歳入歳出を一括して質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。次に、「認定第31号 平成17年度筑穂町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑に入ります。本件歳入歳出を一括して質疑を許します。まず、質疑事項一覧表に記載されております楡井委員に質疑を許します。

○ 楡井委員

この住宅資金の滞納状況についてお聞きしたいと思いますが、貸付金残高は1億4,645万という、まあ少し端数はありますけど、そういう金額が貸付金の残ということで理解をさせていただきますでしょうか。

○ 筑穂支所地域振興課長

17年度末の滞納額につきましては、1億4,423万8,038円となっております。

○ 楡井委員

その数字はあれですね、3月末といいますか、打ち切り決算じゃなくて本決算の最後の数字ということですね。はい、わかりました。それで、その金額は何件の分でそうなっているのか、と同時に、長期にわたって返済がないものがあるのではないかと思いますけども、その点について御答弁願います。

○ 筑穂支所地域振興課長

17年度末の滞納者数につきましては、件数で言いますと91件でございます。未納期間の最長期間につきましては19年の方でございます。

○ 楡井委員

ほかの自治体に比べても随分多い感じがするわけです。1億4,000万。それで、19年間もずっと払ってないという人がおるといことですか。最長19年という意味では。これ19年間ずっとお金を1円も返済がないんですか。

○ 筑穂支所地域振興課長

1件だけそういう方がございます。

○ 楡井委員

1件といえども19年間1円も返済がないということですけど、これお金を借りた日付は大体いつなんですか。わかりませんか、資料がない。

○ 委員長

19年やけ、今から19年前……

○ 楡井委員

いやいや、まあそれはいいんですけど。その借りた日にちですよ、町から言えば貸した日にちというんですか。いや、だから19年間借りて1回も払わないのか、幾らか払ったのかというのが、借りた日にちの関係でわかるんじゃないかというふうに思います。これはもう借りて1回も払ってないんですか。——その資料もありませんか。

○ 筑穂支所地域振興課長

まことに申しわけございませんが、資料はありませんので、よろしく願います。

○ 委員長

19年とか払ろうちよらんとか言うき、黙っちょきゃわからんとに。いやいや、19年と言うたらいつから借りたかと聞くくさ、それぐらいのこと調べてこな。

○ 楡井委員

この人の保証人はどうなってますですか。例えば、解放同盟の——この方は解放同盟の会員さんかどうかわかりませんが、解放同盟の幹部の方が保証人になってる可能性もなきにしもあらずだと思います。さらには、私と課長がお金を両方借りるとしますね、私が課長の保証人に

なる、課長は私の保証人になるというような場合もあるんじゃないかというふうに思うんです。そして2人とも滞納になってるといようなケースも、91件もあればそういう可能性もあるんじゃないかと思うんです。1億4,000万でしょう、これ大変なことだと思うんです。19年も。まあこれ幸い不納欠損のような形で落とされてないから、当然落とすべきお金じゃありませんからいいんですけども。ちょっとこれはひどいでしょう。まあ、資料がなくて答弁ができないということでありますから、これは改めて資料を出していただけますか。みんなに出さんでもいいということで委員長が言わっしゃればそれでいいんですけども。少なくとも質問者には出していただきますようお願いしたいんですが、委員長、よろしく計ろうてください。お願いします。

○ 委員長

暫時休憩します。

休 憩 15:55

再 開 15:56

○ 委員長

委員会を再開いたします。

○ 楡井委員

ただいま現在資料がないということでありますので、今、委員長が取り計らっていただきましたように、後ほどきちんと打ち合わせをして資料をいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。この件については、以上で質問を終わります。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。次に、「認定第32号 平成17年度筑穂町污水处理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑に入ります。本件歳入歳出を一括して質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。次に、「認定第33号 平成17年度筑穂町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の質疑に入ります。本件歳入歳出を一括して質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 15:57

再 開 15:57

○ 委員長

委員会を再開いたします。これより旧筑穂町分について、討論、採決に入りますが、討論、採決は各会計ごとに行います。最初に、「認定第27号 平成17年度筑穂町一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

この筑穂町の一般会計については、反対を表明いたします。それで、討論については、先ほどと同じように本会議の中で述べさせていただきたいと思いますので、よろしく取り計らってください。お願いします。

○ 委員長

ほかに討論ありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第27号 平成17年度筑穂町一般会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の議員は举手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、「認定第28号 平成17年度筑穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

ただいまの28号につきましても、反対の表明をいたします。それで、討論については本会議でまたさせていただきますので、今日は差し控えます。よろしく願います。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第28号 平成17年度筑穂町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の議員は举手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、「認定第29号 平成17年度筑穂町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第29号 平成17年度筑穂町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、「認定第30号 平成17年度筑穂町介護保険介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第30号 平成17年度筑穂町介護保険介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに御異議ありませんか。

(なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、「認定第31号 平成17年度筑穂町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を許します。討論はありませんか。

○ 楡井委員

この31号につきましても、反対の態度を表明いたしたいと思います。討論につきましては、また本会議でさせていただきますと思います。よろしく願います。

○ 委員長

ほかに討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第31号 平成17年度筑穂町住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに賛成の委員は举手願います。

(挙手 賛成多数)

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、「認定第32号 平成17年度筑穂町汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を許します。討

論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第32号 平成17年度筑穂町汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。次に、「認定第33号 平成17年度筑穂町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第33号 平成17年度筑穂町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、認定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。お諮りいたします。本日の審査をこの程度にとどめ、残余の案件については、明日11月15日午前10時から委員会を開き、審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、認定第27号から認定第33号までの7件については、本日の審査はこれで終了し、明日11月15日午前10時から委員会を開き、審査することに決定いたしました。平成17年度決算特別委員会を散会いたします。お疲れさまでした。